

小田原市新しい学校づくり推進基本計画
(答申案)

令和8年(2026年) 3月
小田原市新しい学校づくり検討委員会

目 次

第1章 「新しい学校づくり推進基本計画」とは

- 1 「新しい学校づくり推進事業」とは……………1
- 2 基本計画策定の目的……………2
- 3 計画期間……………2
- 4 検討経過……………3

第2章 現状と課題

- 1 児童生徒数・学級数の減少……………4
- 2 施設の老朽化……………8
- 3 多様化する学びのニーズの拡大……………9
- 4 求められる「学び」や「学校」の変化……………13
- 5 教職員の負担増……………15
- 6 学校と地域との関係……………17
- 7 まとめ～なぜ「新しい学校づくり」が必要か～……………19

第3章 「新しい学校づくり」が目指す姿

- 1 本市が目指す教育と「新しい学校」のイメージ……………20
- 2 「新しい学校づくり」の全体像～学びを支える「仕組み」と「環境」の再設計～……………21
- 3 まとめ～「新しい学校づくり」で学校はどう変わるか～……………32

第4章 学校配置案の検討

- 1 検討の前提条件……………35
- 2 地域別の学校配置案……………40

第5章 「新しい学校づくり」にかかる費用と財源の考え方

- 1 施設整備費……………52
- 2 学校運営にかかる費用について……………56
- 3 財源……………59

第6章 基本計画の推進に向けて

1 地域ごとの検討プロセス	62
2 推進体制・スケジュール	66
3 計画の継続的運用方針	70
●付帯意見	71

参考

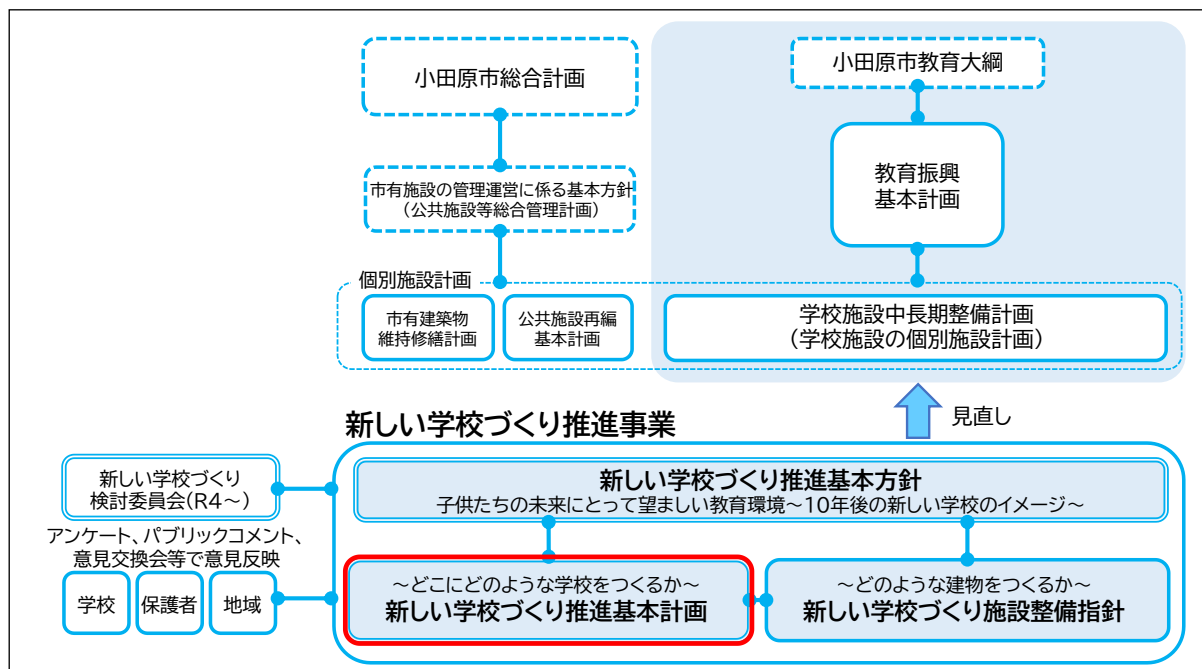
小田原市新しい学校づくり検討委員会規則	73
小田原市新しい学校づくり検討委員会委員名簿	75

第1章 「新しい学校づくり推進基本計画」とは

1. 「新しい学校づくり推進事業」とは

- 本市の学校施設は、その大半が昭和40年代～50年代頃の学齢期人口の増加に合わせて集中的に整備されており、現在は約8割の学校施設が築40年を経過し、老朽化が進行しています。
- 本市の児童生徒数は、昭和57年度(1982年度)をピークに減少しており、現在の児童生徒数はピーク時の約45%で、一部の学校では小規模校化が進展しています。
- これらの課題を踏まえ、本市では、令和4年度(2022年度)から、子供たちの未来にとって望ましい教育環境について考える「新しい学校づくり推進事業(以下、「本事業」という。)」に取り組んでいます。
- 本事業は、令和2年(2020年)12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画(以下、「中長期整備計画」という。)」を着実に推進するために、10年後の新しい学校のイメージとその実現に向けた方向性をまとめた「新しい学校づくり推進基本方針(以下、「基本方針」という。)」¹、学校施設(ハード)整備の基準(どのような学校をつくるか)をまとめた「新しい学校づくり施設整備指針(以下、「整備指針」という。)」²、地域の学校配置の将来像(どこにどのような学校をつくるか)を示す「新しい学校づくり推進基本計画(以下、「基本計画」という。)」の3つの方針・計画等を策定することとしています。
- この3つの方針・計画等を策定した後、中長期整備計画を見直し、学校配置と整備の優先順位を反映させた実施計画を定め、実際の改築¹・長寿命化改修²に着手していきます。

<図1-1 新しい学校づくり推進事業の位置付け>



¹ 既存建物の一部または全てを新しい建物へ建て替える整備手法

² 概ね築60年で改築する建物を、目標使用年数を80年と設定し、築40～45年を目安に機能向上のための改修を実施するもの

2. 基本計画策定の目的

- ・ 児童生徒数の減少により学校の小規模化が進むとともに、学校施設の老朽化が進行する中で、これまでと同じフルスペックで学校を維持・更新していくことは非常に難しいと考えています。
- ・ 新しい学校づくりは、単に学校の数や施設を整理することを目的とするものではありません。子供たち一人ひとりの学びと育ちを支える環境を将来にわたって維持・充実させるため、学校の規模や配置を含めた教育環境のあり方を総合的に再設計する取組です。
- ・ 基本計画は、これらの主旨を踏まえ、未来を担う子供たちにとって望ましい教育環境の実現に向けた具体的な方策を整理するとともに、その方策の実行と課題解決につなげる「地域の学校配置の将来像」を示すことを目的とします。

3 計画期間

- ・ 基本計画の計画期間は、令和9年度(2027年度)から令和32年度(2050年度)までとの24年間とし、原則として8年ごとを実施計画期間とします。

1期	令和9年度(2027年度)～令和16年度(2034年度)
2期	令和17年度(2035年度)～令和24年度(2042年度)
3期	令和25年度(2043年度)～令和32年度(2050年度)

- ・ 計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行うものとします。

4 検討経過

- 基本計画は、検討委員会において計16回の検討を経て策定しました。

<図1-2 検討委員会の検討経過>

令和5年 (2023年)	第12回 2月8日	● 説明会の実施状況 ● 基本計画の検討フレーム等について ● 整備指針の検討フレームについて
令和6年 (2024年)	第13回 4月25日	● 合意形成プロセスについて ● 今後の検討スケジュール等について
	第14回 6月17日	● モデル地域の選定等について
	第15回 7月30日	● モデル地域での検討スキーム・スケジュールについて ● 論点の検討(支援教育) ● 今後の検討スケジュール等について
	第16回 10月25日	● 論点の検討(小中一貫校) ● モデル地域での検討状況について ● 今後の検討スケジュール等について
	第17回 1月27日	● 整備指針(素案)について ● 与件について
	第18回 2月12日	● 整備指針(素案)について ● 基本計画の検討スケジュール等について
	第19回 3月24日	● 整備指針(素案)について ● 基本計画の検討スケジュール等について
令和7年 (2025年)	第20回 6月30日	● 小中一貫教育について ● 基本計画の構成について
	第21回 8月6日	● 前提条件について ● 地域別の配置案の検討①
	第22回 8月28日	● 地域別の配置案の検討②(通学距離) ● 整備費シミュレーションについて
	第23回 10月17日	● 基本計画(素案)について ● 今後のスケジュール等について
	第24回 11月18日	● 基本計画(素案)について ● 今後のスケジュール等について
令和8年 (2026年)	第25回 1月26日	● 基本計画(素案)について ● 今後のスケジュール等について
	第26回 2月10日	● 基本計画(答申案)について ● 今後のスケジュール等について
	第27回 3月24日	● 基本計画(答申案)について

諮問

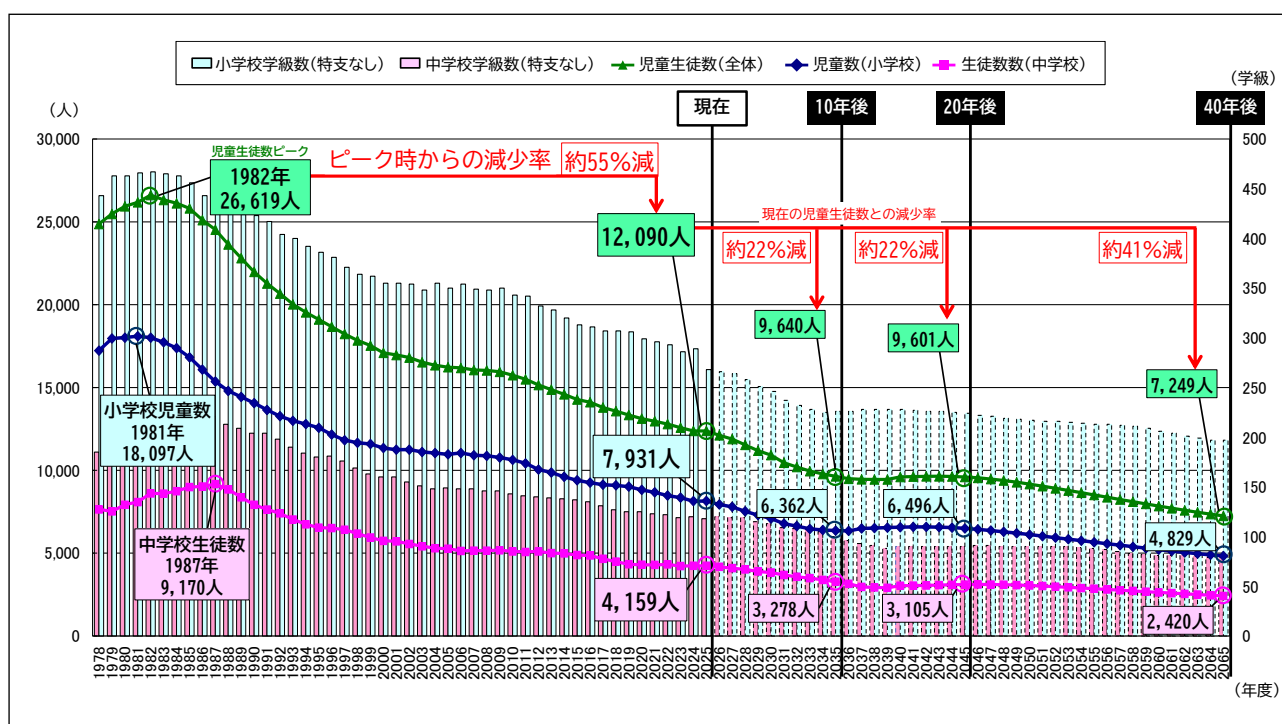
答申

第2章 現状と課題

1. 児童生徒数・学級数の減少

- ・ 小中学校の児童生徒数のピークは昭和57年度(1982年度)の26,619人、小学校は昭和56年度(1981年度)の18,097人、中学校は昭和62年度(1987年度)の9,170人となっています。
- ・ 令和7年度(2025年度)は12,090人でピーク時から約55%減少しており、小学校は7,931人、中学校は4,159人となっています。

<図2-1 市全体の児童生徒数推計>



- ・ 児童生徒数の減少に伴い、各校の通常の学級数も減少しています。また、地域の人口動態により、学校間の差が大きくなっています。
- ・ 現在、クラス替えができない小規模校・過小規模校が小学校で12校、中学校で4校あり、市全体の約44%となっています。
- ・ 20年後には、小規模校・過小規模校が小学校で14校、中学校で5校となり、市全体の約53%に、40年後には、小学校で18校、中学校で6校となり、市全体の約67%に増加し、小規模校化が進む予測となっています。
- ・ 過小規模校のうち、一部の学校では、国の基準において複式学級³が適用される児童生徒数となる可能性があります。

³ 小学校：2学年の合計が16人以下（1年生を含む場合は8人以下）、中学校：2学年の合計が8人以下

<図2-2 学校規模の定義(通常の学級数)>

	学級数	定義	規模の特徴
小学校	6学級以下	過小規模校	・クラス替えができない ・1～5学級は複式学級が存在
	7～11 学級	小規模校	・一部の学年でクラス替えができない
	12～24 学級	標準規模校	・全ての学年でクラス替えができる
	25 学級以上	大規模校	・教室・校庭等の施設が不足しがち
中学校	3学級以下	過小規模校	・クラス替えができない ・1～2学級は複式学級が存在
	4～8学級	小規模校	・4～5学級は一部の学年でクラス替えができない ・専科の教員配置に制約がある
	9～24 学級	標準規模校	・学年3クラス以上
	25 学級以上	大規模校	・教室・校庭等の施設が不足しがち

参考：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（平成27年1月27日）」

<図2-3 学校別の児童生徒数・学級数推計>

			計画期間終了時					
			現在	10年後	20年後	25年後	30年後	40年後
地域名	学校名	区分	2025	2035	2045	2050	2055	2065
中央・片浦	城山中	生徒数	341	245	213	213	210	192
		学級数	10	8	6	6	6	6
	三の丸小	児童数	594	366	360	364	365	302
		学級数	19	12	12	12	12	12
	片浦小 ※	児童数	80	84(23)	84(28)	84(23)	84(17)	84(13)
		学級数	6	6	6	6	6	6
	城南中	生徒数	150	79	106	107	100	69
		学級数	6	3	3	3	3	3
	大窪小	児童数	116	105	123	117	101	71
		学級数	6	6	6	6	6	6
	早川小	児童数	106	93	116	101	83	72
		学級数	6	6	6	6	6	6
	白鷗中	生徒数	256	191	214	208	188	151
		学級数	8	6	6	6	6	6
	新玉小	児童数	124	140	161	131	98	90
		学級数	6	6	6	6	6	6
	山王小	児童数	151	101	121	117	108	84
		学級数	6	6	6	6	6	6
	町田小	児童数	238	211	204	193	180	156
		学級数	11	6	6	6	6	6
	白山中	生徒数	484	402	365	357	338	295
		学級数	14	13	12	12	12	9
	足柄小	児童数	356	269	273	264	244	205
		学級数	13	11	12	12	9	6
	芦子小	児童数	415	358	351	315	290	263
		学級数	14	12	12	12	12	12
	久野小	児童数	238	154	165	168	158	125
		学級数	12	6	6	6	6	6

※片浦小の児童数のうち、()は片浦地域の児童数

			計画期間終了時					
			現在	10年後	20年後	25年後	30年後	40年後
地域名	学校名	区分	2025	2035	2045	2050	2055	2065
富水・桜井	泉中	生徒数	441	387	414	380	331	282
		学級数	13	12	12	12	10	9
	富水小	児童数	453	498	432	369	333	324
		学級数	17	17	14	12	12	12
	東富水小	児童数	358	341	339	304	276	237
		学級数	13	11	12	12	12	8
	城北中	生徒数	389	314	252	256	256	228
		学級数	12	11	9	9	9	8
	桜井小	児童数	401	308	329	318	291	230
		学級数	13	12	12	12	12	7
	報徳小	児童数	311	205	183	196	208	176
		学級数	12	8	6	6	6	6

			計画期間終了時					
			現在	10年後	20年後	25年後	30年後	40年後
地域名	学校名	区分	2025	2035	2045	2050	2055	2065
川東	千代中	生徒数	525	403	298	306	304	266
		学級数	15	13	9	9	9	9
	千代小	児童数	502	348	324	309	298	273
		学級数	18	12	12	12	12	12
	下曾我小	児童数	121	70	98	102	90	60
		学級数	6	6	6	6	6	6
	曾我小	児童数	55	34	46	47	43	28
		学級数	6	6	6	6	6	6
	豊川小	児童数	487	343	341	342	329	266
		学級数	16	12	12	12	12	12
	鴨宮中	生徒数	548	448	414	399	371	328
		学級数	15	13	12	12	12	11
	下府中小	児童数	281	265	254	229	211	187
		学級数	12	11	11	7	6	6
	矢作小	児童数	521	365	360	336	322	283
		学級数	17	12	12	12	12	12
	酒匂中	生徒数	363	335	330	316	281	232
		学級数	10	11	9	9	9	9
	酒匂小	児童数	296	219	239	224	205	165
		学級数	12	6	7	6	6	6
	富士見小	児童数	400	408	408	356	308	292
		学級数	14	12	12	12	12	12
	国府津中	生徒数	246	167	170	173	163	127
		学級数	8	6	6	6	6	6
	国府津小	児童数	402	308	347	328	293	230
		学級数	15	12	12	12	12	8

			計画期間終了時					
			現在	10年後	20年後	25年後	30年後	40年後
地域名	学校名	区分	2025	2035	2045	2050	2055	2065
橘	橘中	生徒数	185	109	136	143	133	98
		学級数	6	4	6	6	6	3
	前羽小	児童数	100	71	87	81	71	60
		学級数	6	6	6	6	6	6
	下中小	児童数	225	146	198	188	163	123
		学級数	9	6	6	6	6	6

※片浦小及び曾我小は、複式学級基準の適応範囲の児童数となる推計となっている。

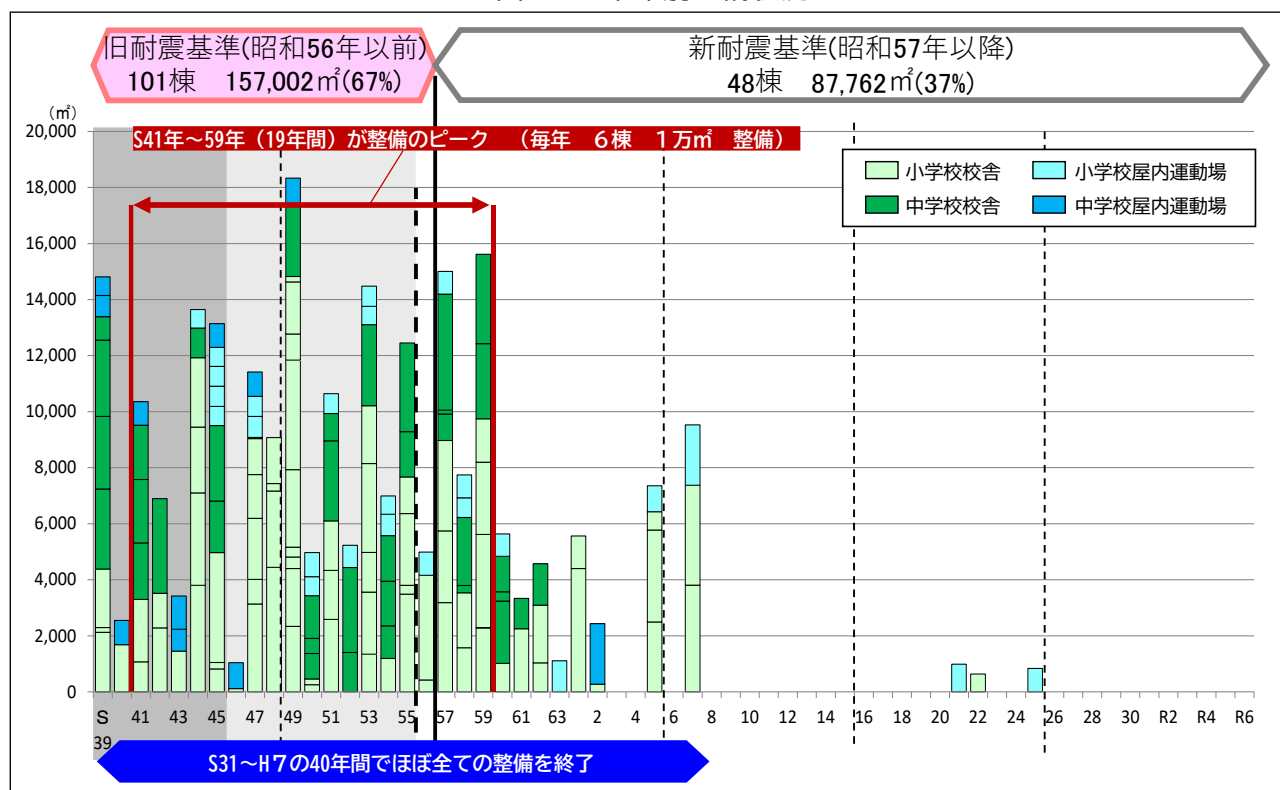
【複式学級】 (文部科学省の複式学級基準)	【過小規模校】	【小規模校】	【標準規模校】
小学校：16人 (1年生を含む場合は8人) 中学校：8人	小学校：6学級以下 中学校：3学級以下	小学校：7学級～11学級 中学校：4学級～8学級	小学校：12学級～24学級 中学校：9学級～24学級

- 児童生徒数の減少と小規模校化により、学級や集団編成の選択肢が限られ、子供同士の人間関係が固定化しやすい状況が生じています。これにより、多様な考え方や立場に触れながら学び合う機会が減少し、「社会力」や「関わる力」を育む日常的な経験を得ることが難しくなる可能性があります。

2. 施設の老朽化

- 令和7年度(2025年度)時点で学校施設の約85%が築40年以上であり、3年後には90%以上が築40年以上となることから、学校施設の老朽化は喫緊の課題となっています。

<図2-4 築年別整備状況>



<図2-5 学校施設の築年数別一覧(令和7年度時点)>

	小学校	中学校
築40年未満	三の丸 大窪 下曾我 前羽	
築40~49年	片浦 報徳 豊川 下府中 富士見 下中	千代 酒匂 国府津
築50~59年	山王 町田 足柄 芦子 久野 東富水 桜井 曾我 千代 矢作 酒匂 国府津	城山 泉 城北 橘
築60年超	新玉 早川 富水	白鷗 白山 城南 鴨宮

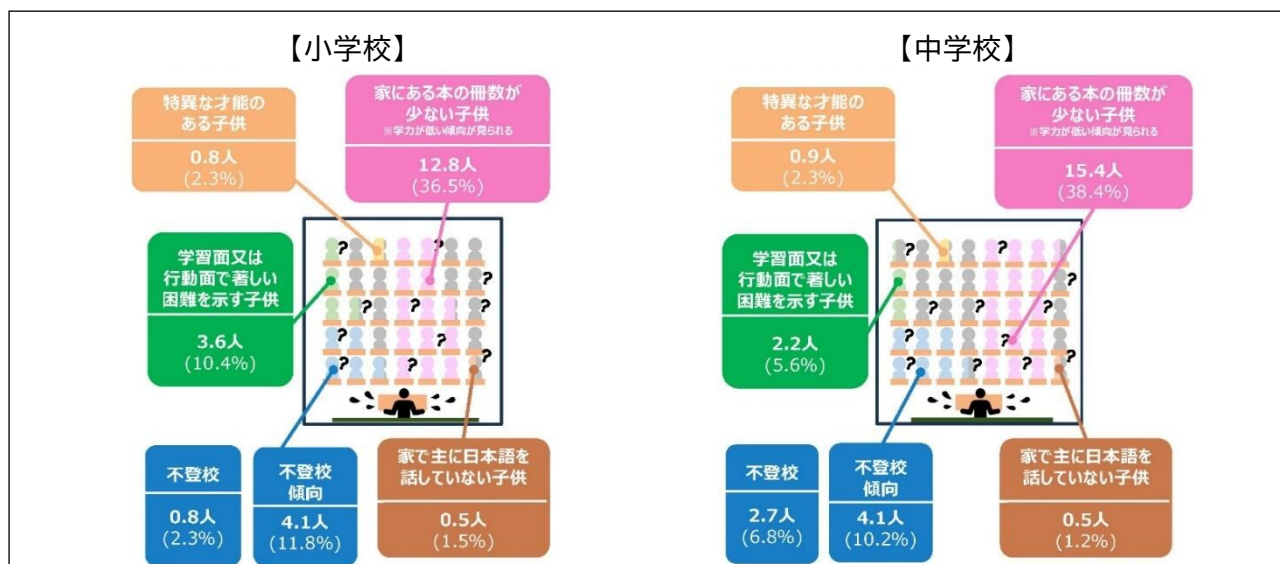
※校舎のうち最も古い築年数を基準とする

- 中長期整備計画において、最も古い校舎が旧耐震基準で建築された場合は、築60~70年を目安に改築を行い、新耐震基準の場合は、築80年を目安に改築を、築40年を目安に長寿命化改修を行う、と定めており、大半の学校が、改築・長寿命化改修を行う時期が近づいている、または既に経過している状況です。
- 現在は、各施設の劣化状況や、教育的・社会的要請を踏まえ、必要に応じた個別の改修や修繕を行い、安全性の確保や教育環境の維持・向上に努めていますが、個別対応型の改修や修繕には限界があり、施設全体の改築や改修の必要性が高まっています。

3. 多様化する学びのニーズの拡大

- 社会状況の変化等により、どの学校でも、多様な個性や特性を持つ子供たちが身近な存在となっており、多様性を包摂し、一人ひとりの違いに寄り添う教育が求められています。

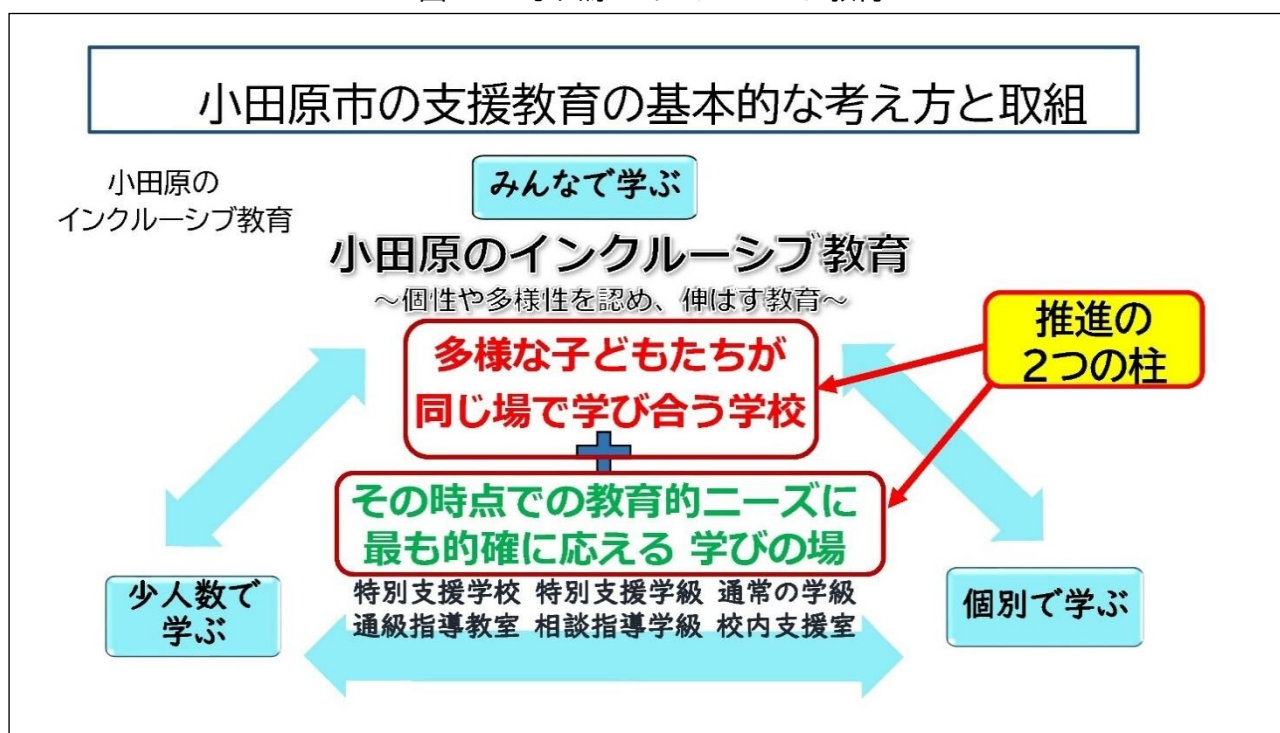
<図2-6 児童生徒の多様性を包摂する必要性>



※文部科学省 HP: 教育課程企画特別部会 論点整理(令和7年9月25日)

- 本市では、「地域の子供は地域で育てる」という観点から、全ての小中学校に特別支援学級を設置しているほか、「小田原のインクルーシブ教育」の理念に基づき、一人ひとりの個性や多様性を認め、伸ばす教育に取り組んでいます。

<図2-7 小田原のインクルーシブ教育>



<図2-8 小田原市が提供する「多様な学びの場」>

【特別支援学級】

1学級8人までの小集団の中で、一人ひとりのニーズに合った学習計画をもとに、きめ細かな支援を受けたり、通常学級と一緒に活動したりしながら学ぶ学級

(単位:人)

種別	知的	自閉症・ 情緒	肢体不 自由	病弱	弱視	難聴	合計
児童生徒数	356	446	9	8	4	8	831
学級数	62	75	9	7	4	7	164

【通級指導教室】

通常の学級に在籍する児童生徒が、通級しながら指導を受ける教室

(単位:人)

区分	ことばの教室	コミュニケーションの 教室 フレンド	中学校通級 指導教室	合計
設置場所	新玉小 下府中小	酒匂小 足柄小 千代小	は一もにい (白山中分教室)	—
児童生徒数	59	85	33	177
学級数	5	8	3	16

【教育相談指導学級】

学校へ行きたいけど登校できないなどの思いを抱えている児童生徒が、学校に籍を置いたまま通級する教室

設置場所:しろやま教室 マロニエ教室

【校内支援室】

学校へ登校はできるが教室には入りづらい児童生徒のために、学校内に設置している居場所

設置場所:小学校 4 校 中学校 11 校

【日本語指導】

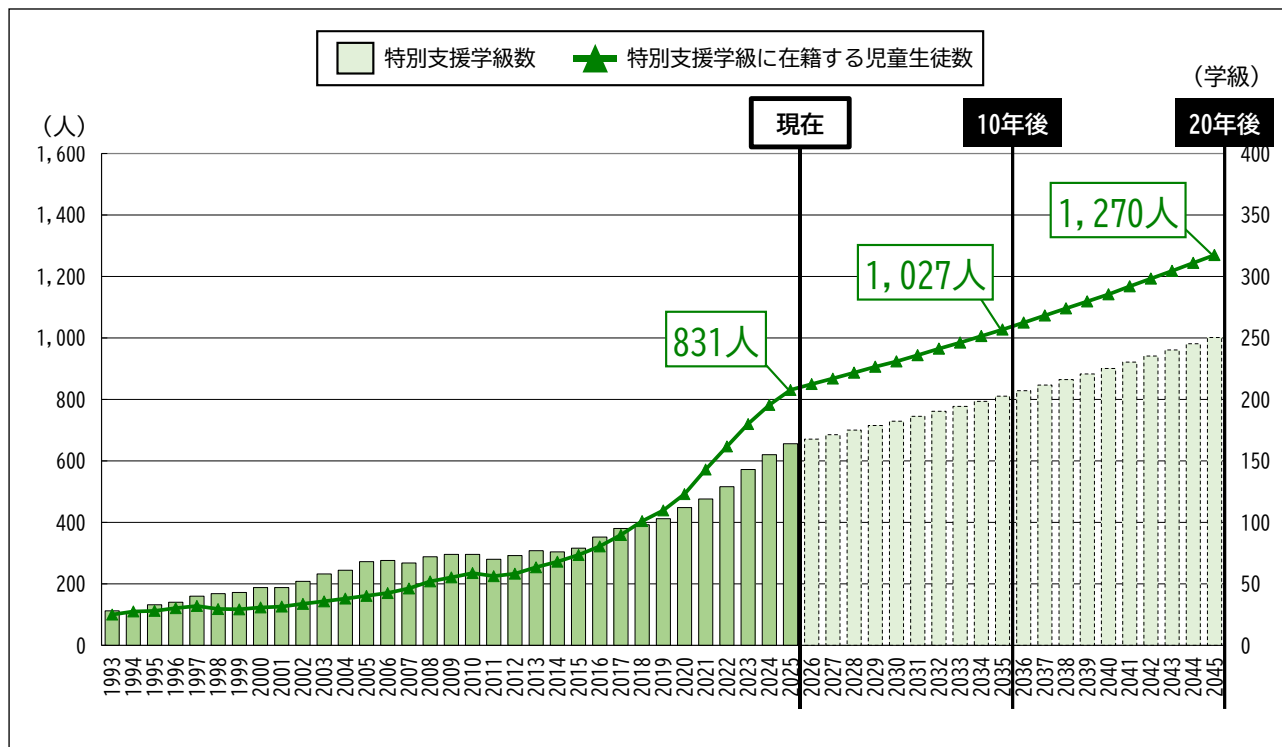
外国につながる児童生徒に対して、指導者が定期的に学校を訪問し、日本語指導を行う

外国にルーツを持つ 児童生徒数
小学校:59 人 中学校:30 人

※R7.5.1現在

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、人数が最も少ない平成5年度(1993年度)は100人でしたが、令和7年度(2025年度)は約8.3倍増加の831人となっています。
- ・ 今後も増加傾向が続くと仮定した場合、20年後には、現在と比較して約1.5倍増加の1,270人に増加する見通しとなっています。

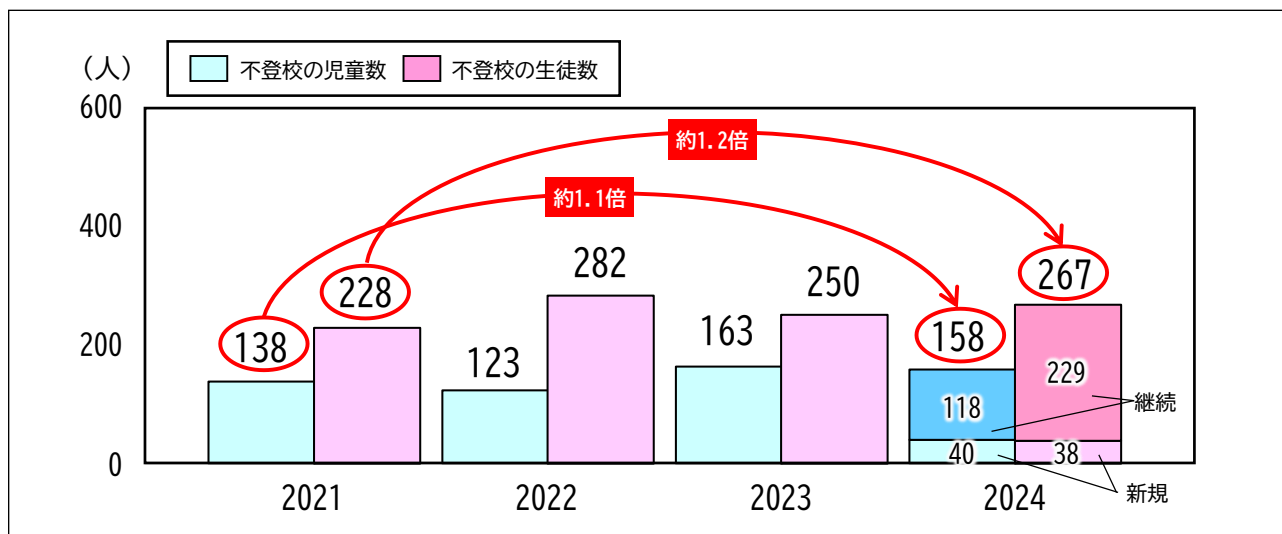
<図2-9 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移と見通し>



※推計方法:直近5年間の増加率の平均を前年度にかけて算出

- ・ 不登校の児童生徒も増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)と令和6年度(2024年度)を比較すると、小学校が約1.1倍の158人、中学校が約1.2倍の267人となっています。

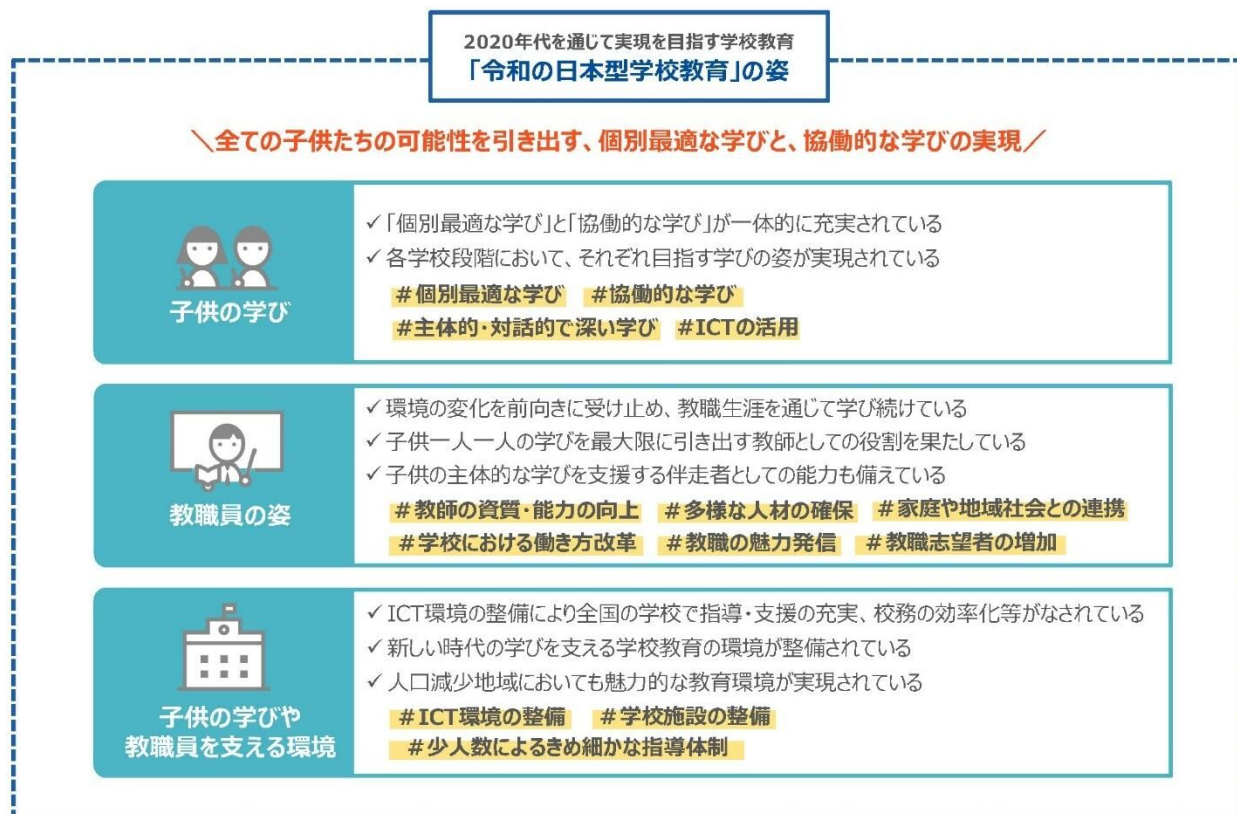
<図2-10 不登校の児童生徒数の推移>



- 多様な個性・特性や背景、学びのニーズを持つ子供たちが増えている中で、通級指導教室や校内支援室などの様々な学びの場の充実が求められています。また、教員や個別支援員をはじめとする、子供たちを支える人材の育成や体制を強化するとともに、一人ひとりに寄り添った学びと支援をさらに充実する必要があります。

4. 求められる「学び」や「学校」の変化

- 令和3年(2021年)1月に中央教育審議会(中教審)⁴から答申された『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』では、従来の日本型教育を発展させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることを、これからの学びの在り方として掲げています。一人ひとりの特性や理解度に応じた学び(個別最適な学び)と、多様な他者と対話・協働しながら学ぶこと(協働的な学び)を通じて、思考力や社会性、主体性を育むことが求められています。



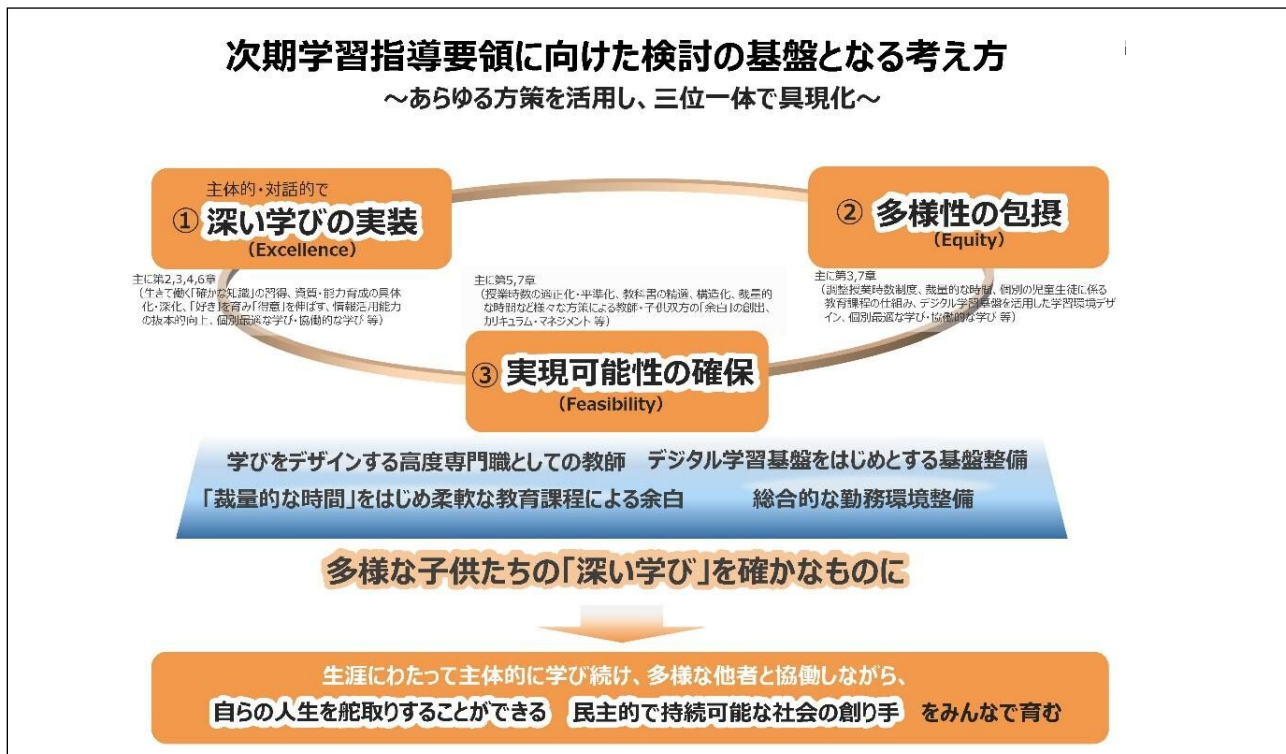
※文部科学省HP:中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)【総論解説】(令和3年3月30日)」

- また、令和6年(2024年)12月に諮問された次期学習指導要領⁵の検討において、令和7年(2025年)に公表された論点整理では、検討の基盤となる考え方として、「深い学びの実装(Excellence)」「多様性の包摂(Equity)」「実現可能性の確保(Feasibility)」の3つの方向性を示しています。授業や教育課程改善にとどまらず、教職員体制、支援の仕組み、学習環境、地域との連携など、学校運営全体の再設計が必要とされています。

⁴ 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を審議することを目的として、文部科学省に設置された諮問機関

⁵ 全国どここの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準

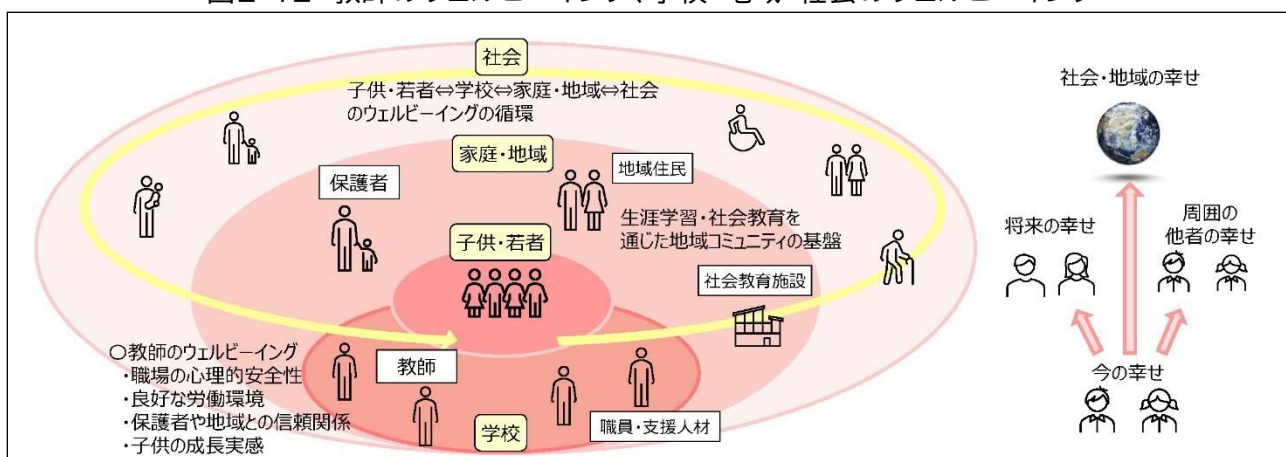
<図2-11 次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方>



※文部科学省 HP: 教育課程企画特別部会 論点整理(令和7年9月25日)

- 令和5年(2023年)6月に策定された第4期教育振興基本計画⁶では、「ウェルビーイング⁷の向上」という概念が示されており、子供たち一人ひとりのウェルビーイングの向上にとどまらず、教職員をはじめとする学校全体のウェルビーイングを、ハード・ソフトの両面から高めていくことが重要とされています。

<図2-12 教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング>



※文部科学省 HP: 次期教育振興基本計画について(答申)参考資料・データ集(令和5年3月8日)

- 直近の教育施策の動向や社会情勢の変化を踏まえると、これからの学びや学校のあり方は、国が示す方向性に沿って変わりつつあるといえます。

⁶ 教育基本法(平成18年法律第120号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画

⁷ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもので、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

5. 教職員の負担増

- ・ 教員採用の倍率低下をはじめとする教員のなり手不足により、欠員が発生した際に代わりの教員が補充できないなどの状況が生じています。
- ・ 子供たちを取り巻く課題が複雑化・多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大しているとともに、教職員に求められる役割も増大しています。

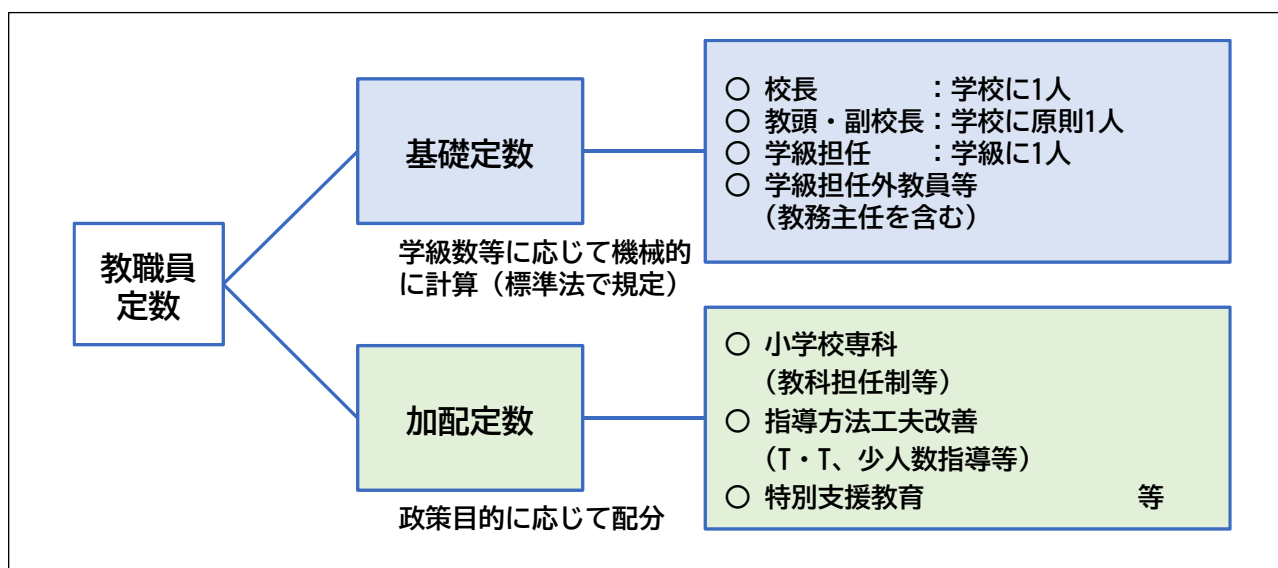
<図2-13 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し>

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
・ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動 ・ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・ 学校徴収金の徴収・管理 ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ・ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難の事案への対応	・ 調査・統計等への回答 ・ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ・ ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ・ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ・ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ・ 校内清掃 ・ 部活動	・ 給食の時間における対応 ・ 授業準備 ・ 学習評価や成績処理 ・ 学校行事の準備・運営 ・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

出典：「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」より一部抜粋・加工

- ・ 本市では、これまで学校が担ってきた業務について適正化を図るため、「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」に基づき、業務の見直しを含めた取組を進めていますが、依然として、教職員の働き方改革は大きな課題となっています。
- ・ 教職員の配置人数は、学校の学級数に応じて決められていることから、一定の学級数がないと配置される教職員が少なくなり、1人にかかる業務負担が大きくなってしまいます。

<図2-14 教職員定数の仕組み>



<図2-15 本市の教職員の配置状況(例)>

(単位:人)

	A小学校	B小学校	C中学校	D中学校
通常学級	6学級	17学級	6学級	15学級
特別支援学級	2学級	5学級	3学級	6学級
校長	1	1	1	1
教頭	1	1	1	1
教諭等	9	27	16	35
養護教諭	1	1	1	1
事務	1	1	1	2

- ・ 小規模校では、教職員の人数に限られることで、教科や経験のバランスがとれた配置が難しくなり、校務分掌⁸の過重負担や、中学校においては免許外指導⁹となる教科が生じやすくなるなど、指導や学校運営に余裕が生まれにくい状況になりがちです。
- ・ 小規模校化が進む一方で、教職員に求められる業務や役割は増え続けており、属人的な対応になりやすく、学校全体で支える体制をつくりにくいという課題があります。

⁸ 学校運営に必要な多岐にわたる業務(校務)を、教職員がチームや委員会単位で手分けして受け持つ組織的な役割分担

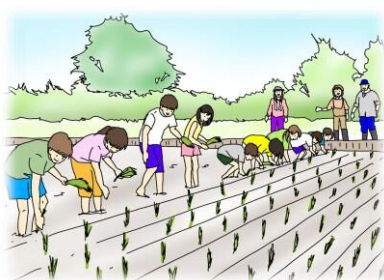
⁹ 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中学部において、当該学校の普通免許状を有する教員に他の教科を担当させること

6. 学校と地域との関係

- ・ 地域コミュニティの活動は、26地区の自治会連合会と地域コミュニティ組織を中心に展開しており、また保護者や教職員、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)¹⁰についても、令和6年度(2024年度)に全ての小中学校で導入されました。
- ・ 保護者や地域住民による教育活動への支援は、スクールボランティアの活動、通学時の見守りなど様々ですが、人口減少や地域のつながりの希薄化などにより、担い手の不足や固定化といった課題があります。
- ・ 現在の小学校区は、自治会の区域と整合していないところが多く、通学時の見守りや避難所運営など、学校を軸とした地域活動を一体で行いにくいという課題があり、学校と地域が協力して子供を支える体制を安定して維持していくためには、こうした不整合を解消していく必要があります。

<図2-16 地域資源を活かした教育活動>

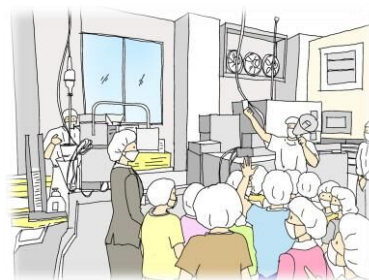
中央 地域	・ みかんの収穫 ・ 野菜の収穫 ・ 海岸清掃 ・ 森林学習 ・ 地元工場見学	川東北部 地域	・ 梅干し作り ・ 田植え・稲刈り ・ 自然体験学習 ・ 農業体験
富水・桜井 地域	・ 田植え・稲刈り ・ 音楽演奏会 ・ 工芸体験	片浦 地域	・ 海岸清掃 ・ レモンなどの収穫体験 ・ 森林学習 ・ 漁港見学
川東南部 地域	・ 森林学習 ・ 工芸体験 ・ 作物栽培・米作り ・ 地元企業職場体験	橘 地域	・ 玉ねぎ収穫体験 ・ 一次産業職場体験



・ 稲作体験



・ 海岸清掃



・ 工場見学

¹⁰ 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

学校での主なボランティア活動

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業体験 ・ 園芸体験 ・ 梅干しづくり ・ 収穫体験支援 ・ 工芸体験 ・ 課外活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動 ・ 地元お祭り参加 ・ 草刈り、剪定 ・ 校内清掃 ・ 本の読み聞かせ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全運動 ・ 防犯教室 ・ 授業の安全見回り ・ 校外パトロール |
|--|--|---|



- ・ 地域との協働による農業体験



- ・ 子供たちが集まる公園を中心に
見守り・防犯パトロールを実施



- ・ 各地域で開催されるスポーツ大会
(健民祭)やイベントへの参加



- ・ 小田原版STEAM教育¹¹ の取組



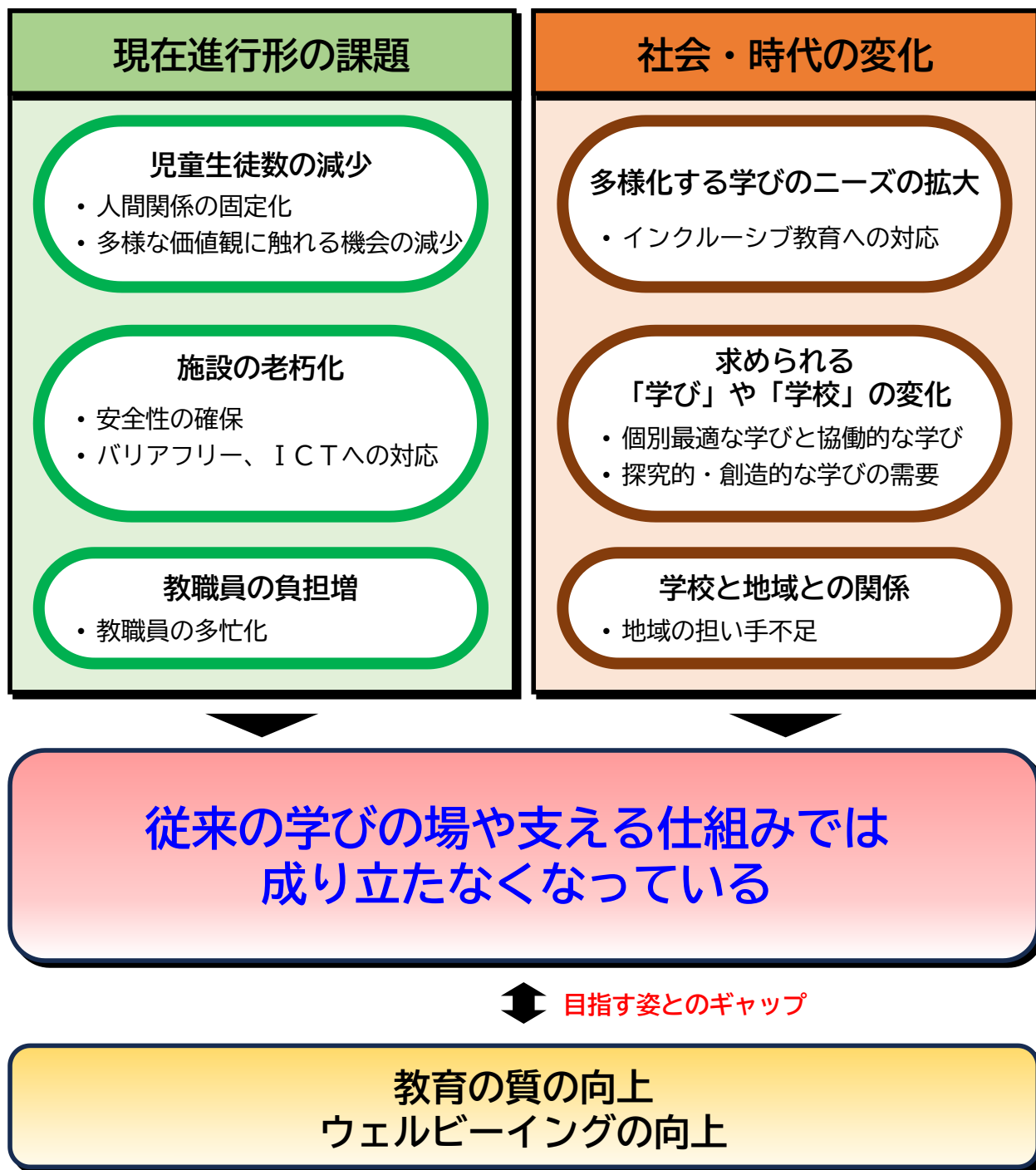
- ・ 地域住民による防災セミナー



- ・ 学校での防災訓練

¹¹ Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術)、Mathematics (数学) 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。小田原版 STEAM 教育は、郷土小田原をフィールドに身近な社会問題を解決するために教科で学んだことを統合的に働かせながら眼球的な活動を行うことで、より良い社会を実現する資質と能力を育てていく教育のこと。

7. まとめ～なぜ「新しい学校づくり」が必要か～



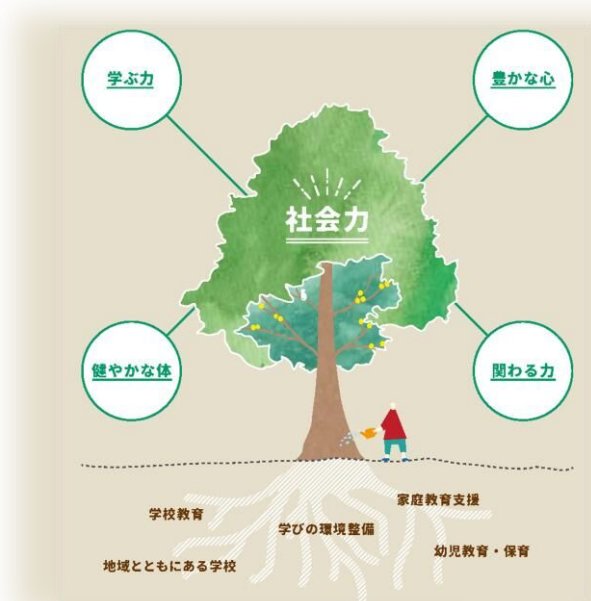
- 児童生徒数の減少と施設の老朽化などの現在進行形の課題、子供たちの多様性の拡大や求められる学びの変化などの社会の変化や要請に対して、人や組織を含めた学校運営の仕組みそのものが従来のままでは成り立たなくなっており、教育の質の向上を実現することも難しくなっています。
- 新しい学校づくりは、こうした教育環境や社会情勢の変化を前向きに捉え、従来の学校運営の仕組みの見直しと、限られた財源や資源を有効に活用していくことで、将来にわたって教育の質を確保し、さらに高めていくために必要な取組です。

第3章 「新しい学校づくり」が目指す姿

1. 本市が目指す教育と「新しい学校」のイメージ

- 本市では、令和5年(2023年)3月に策定した「第2期小田原市教育大綱」及び「第4期小田原市教育振興基本計画」において、これからの人生100年時代をより豊かに生きていけるように、それぞれの存在を認め合い、それぞれの可能性を最大限に発揮しながら、幸せな社会を共に創っていく「社会力」を、生涯にわたる学びを通して育んでいくことを掲げています。
- 森里川海がひとつらなりになった豊かな自然環境、長い歴史の中で先人から継承されてきた文化・産業に加え、多様な関わり合いの中で培われた「ひとの力」など、小田原ならではの多様な地域資源を最大限に生かし、子供も大人も「社会力」を育んでいくことが、本市が目指す教育の姿です。
- 「新しい学校」は、本市の目指す教育の姿を体現する場として、たくさんの友だちや大人と関わりながら、未来を生き抜く力を育む「みんなの学びの場」であり、学校に集う全ての人々が共に学び、育つことができ、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」を育む空間とします。
- また、「新しい学校」は、地域における学びの拠点、学校と地域との共創拠点として、持続可能な運営や仕組みも合わせ持つ場となります。そのため、実現に向けたプロセスでは、地域ごとの「新しい学校」の目指す姿やビジョンを共有し、考える機会が丁寧に設けられ、多様な主体による議論が展開されることが重要となります。

<図3-1 小田原市が目指す教育と「新しい学校」のイメージ>



社会力を育むための
みんなの学びの場

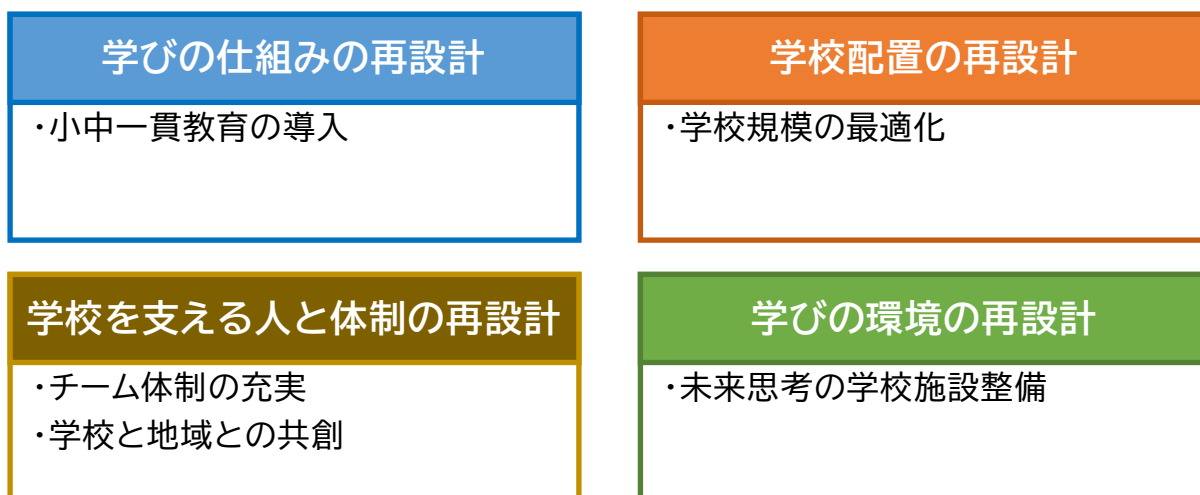
II

新しい学校



2. 「新しい学校づくり」の全体像～学びを支える「仕組み」と「環境」の再設計～

- 「新しい学校づくり」は、「みんなの学びの場」となる新しい学校を、第2章で示した課題を解決しながら実現するために、時代に合った「仕組み」と「環境」となるよう、新しい学校に関わるすべての人たちとともに再設計していく取組です。



- これらの4つの「再設計」を一体で進めることにより、本市のすべての小中学校をハード・ソフトの両面から「新しい学校」にしていくことを目指します。

(1) 学びの仕組みの再設計(小中一貫教育の導入)

- 小中一貫教育とは、小学校と中学校が、9年間を見通した教育課程と運営体制のもとで一体的に連携・接続し、児童生徒の学びと育ちを系統的かつ継続的に支援する学びの仕組みです。
- 国が示す『『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実』や『深い学びの実装』などの新しい学びをより豊かに実現していくためには、学年や校種の枠を越えて、子供一人ひとりの学びや成長を切れ目なくつなげていくことが大切です。
- 小中一貫教育は、児童生徒一人ひとりの学びや成長の過程を9年間積み上げていき、発達段階に応じた学びと支援を継続して提供することで、新しい学びの充実にもつなげていくことができます。

<図3-2 小中一貫教育を導入することで想定される効果>

学びの連続性の確保	義務教育9年間をつながりある学びの期間として捉え、児童生徒一人ひとりの成長を継続して見守ることで、 一貫した指導と支援 を積み重ねます。
教育課程の質的向上	専科指導や探究的な学習、地域資源を活用した独自教科の導入など、 教育活動の幅を広げる とともに、 教育課程の質的向上 につなげます。
包摂的な教育支援体制の強化	特別な支援や生徒指導の方針を継続的に共有し、 早期対応や段階的・計画的な支援 がしやすくなります。
中1ギャップ ¹² の緩和	異学年交流などを通して学習・生活環境の急激な変化を和らげ、 進学時の環境変化や人間関係の不安などへの早期対応 が可能になります。
教職員のチーム体制の強化	校種・学年を越えた役割分担と情報共有により、 専門性を生かした指導・支援の組織的運用 が可能になります。

- 文部科学省が定める小中一貫教育制度は、以下の2つに分けることができます。

義務教育学校	1人の校長の下で1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う。	
小中一貫型 小中学校	組織上独立した小学校及び中学校（それぞれに校長、教職員集団が置かれる）が、義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行う。	併設型小中学校：同一設置者
		連携型小中学校：異なる設置者 (例)小田原市と大井町

- いずれの制度においても施設形態の制約はなく、以下の3つが想定されます。

施設一体型	小学校と中学校が1つの敷地に一体で設置されている。
施設隣接型	小学校と中学校が隣接する場所に設置されている。
施設分離型	小学校と中学校が離れた場所に設置されている。

¹² 小学校から中学校への進学時に、生活習慣や学習環境の大きな変化になじまず、心身の不調、成績低下、不登校、いじめなどの問題が発生する現象

- 本市では、全ての市立学校において、小中一貫教育を着実に導入・定着させることを目指し、まずは「小中一貫型小中学校（併設型小中学校）」を導入し、現在の小中学校の組織を生かしつつ、9年間一貫した教育課程の編成や学校・地域の特色を生かした教育活動を推進します。
- 施設については、学校配置の見直しに合わせて、「施設一体型」または「施設隣接型」での整備を進めることとし、物理的に小中学校間の距離を近づけることにより、小中の教職員の連携強化を図るとともに、整備費、運営費の縮減にもつなげます。
- 学校運営協議会については、施設整備に先行して小中一貫教育グループとして再編し、学校を軸とした教育活動や地域活動を円滑に行い、地域全体で子供たちの成長を支えるための基盤を整備します。
- これらを通して、小中一貫型小・中学校としての教育活動を実効性のあるものとして推進し、将来的には義務教育学校への移行も念頭に組み込みます。

<図3-3 小中一貫教育のカリキュラムイメージ>

小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
基礎・基本の習得期 安心して学ぶ／関わる				学びの活用・充実期 協働して学ぶ／問いを持つ			探究深化期 深めてつなぐ／ 社会に向かう	
学級を基盤にした体験的な学び 学級担任制主体				教科横断・異学年交流 教科担任制の段階的導入			探究・発信型の学び 教科の専門性を生かした指導	
地域を「知る」 地域資源を活用した体験・調べもの学習				地域と「関わる」「協働する」 教科横断的な学習・地域課題解決につながるプロジェクト型学習(小田原版 STEAM 教育など)				
学びと育ちを 9年間切れ目なくつなぐ								

<図3-4 小中一貫教育のイメージ>



寿獅子舞の体験



漁港で漁師さんにインタビュー



中学校の先生が、理科の実験授業をしてくれました！



みかん狩り体験



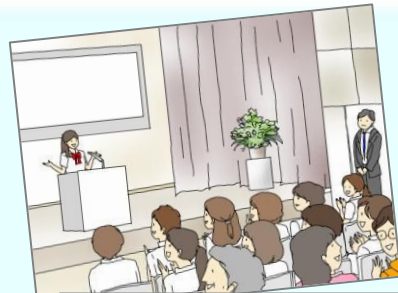
みかんを使った商品づくり



完成！



学年を越えた活動が日常的に行われています

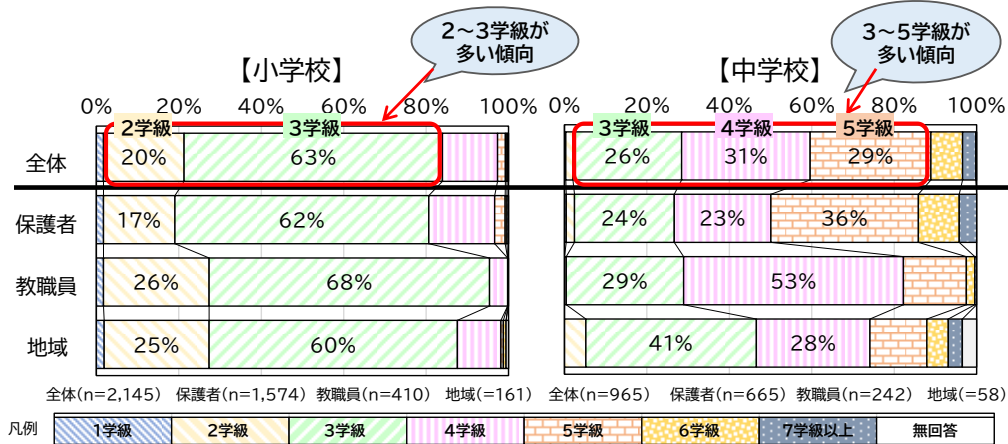


(2) 学校配置の再設計(学校規模の最適化)

- 基本方針の策定にあたり、令和4年度(2022年度)に保護者、教職員、地域関係者を対象とした、本市の教育環境に関するアンケートを実施しました。その結果や検討委員会での議論、文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」等を踏まえ、学校規模のメリット・デメリットを下の表のとおり整理しました。

	メリット	デメリット
小規模校 (過小規模校含む) 小 11 学級以下 中 8 学級以下	- 児童生徒一人ひとり状況を把握しやすく、個に応じた指導が行いやすい - 学年を越えた関わりが生まれやすく、異年齢交流が促進されやすい - 家庭・地域との距離が近く、地域と連携した教育活動を展開しやすい	- 学級数が少なく、集団編成の選択肢が限定的となる(単級の場合はクラス替えができない) - 児童生徒間の人間関係が固定化しやすく、多様な価値観に触れる機会が限られる - 教職員の配置人数が少なく、専門性を生かした役割分担やチーム指導がしにくくなる - 校務分掌が過重化し、教職員の負担増大につながりやすい
標準規模校 小 12～18 学級 中 9～18 学級	- 学級・集団編成に柔軟性があり、多様な人間関係の中で学ぶ環境を確保しやすい - 教職員が一定数確保され、教科担任制や分業体制、チームとしての指導が機能しやすい - 特別支援の教育や生徒指導等において、複数教職員による組織的対応が可能 - 学校行事や部活動等を通じて、社会性や協働性を育む機会を安定的に提供できる	- 一定の通学距離・通学時間が生じる場合がある - 校内調整や意思決定に、一定のマネジメント力が求められる
大規模校 小 25 学級以上 中 25 学級以上	- 学級数・教職員数が多く、多様な学習集団・選択的な学びを構成しやすい - 教職員の専門性を生かした分担・連携体制が構築しやすい - 人的資源を集約し、専門的支援や相談体制を充実させやすい	- 児童生徒数が多く、一人ひとりへのきめ細かな関わりが希薄化する可能性がある - 学校規模が大きくなることで、人間関係が表層的になりやすい - 学校運営・児童生徒指導が複雑化し、組織的統制や合意形成に負荷がかかる

<図3-5 1学年あたりの望ましい学級数>



(自由意見より抜粋)

- ・ 同じメンバーで6年間固定すると、苦手な子がいた場合に辛いそうです。
- ・ 学級数でなく、学級あたりの人数が重要だと思います。
- ・ 単級だからこそその魅力もあるが、学級内での役割が子供自身の中で固定しがちなことは課題だと思います。
- ・ 学年の人数がそこそこいて、学習する集団は少人数が理想です。
- ・ どの学校も人手不足が深刻という話を聞く。採用を増やすことが無理なら、学校の統合を考えるべきではないか。大規模校がいいとばかりは言えないが、「クラス替えができる程度の人数」が適正なのではないか。

出典：小田原市立小中学校の教育環境に関するアンケート報告書（概要版）令和5年（2023年）12月

- ・ 小規模校には、一人ひとりに目が届きやすいことや、地域と近い関係を築きやすいといった良さがあります。一方で、クラス替えをすることができる複数学級を確保することで、児童生徒が多様な人間関係の中で学び合える環境を安定して整えることも大切です。
- ・ 人口減少が進む中であっても、集団編成の柔軟性を確保し、多様な人と関わる機会や多様な学び・活動の機会を安定して提供できる教育環境を整えるために、「小中一貫教育の導入」と合わせて、学校規模の最適化とそれによる学校配置の見直しを行います。

(3) 学校を支える人と体制の再設計(チーム体制の充実・学校と地域との共創)

- これからの子供たちの学びと育ちを支えるためには、教職員一人ひとりの専門性に加え、役割分担されたチームとして連携し、互いに支え合う体制が重要です。
- 一方、配置基準により教職員数が限られる小規模な学校では、一人の教職員が複数の校務を担う場面が増え、専門性を生かした役割分担やチームとしての対応がしにくくなり、教育活動に注力しにくい状況が生じています。
- こうした個人の熱意や努力に依存した体制から脱却し、一定規模の教職員を配置することによる役割分担と連携を前提とした仕組みへ転換することが求められます。
- 小中一貫教育によって、学びと支援を9年間切れ目なく共有し、引き継いでいく仕組みを整えると同時に、学校規模の最適化で生まれるスケールメリット¹³を、専門スタッフの配置・増員や小中連携した研究・研修の充実など、学びと支援への再投資として生かしていきます。これにより、教職員が共通の仕組みのもとで役割分担されたチームとして連携し、9年間つながる学びと支援を日常的に運用できる、持続可能な学校運営を実現します。

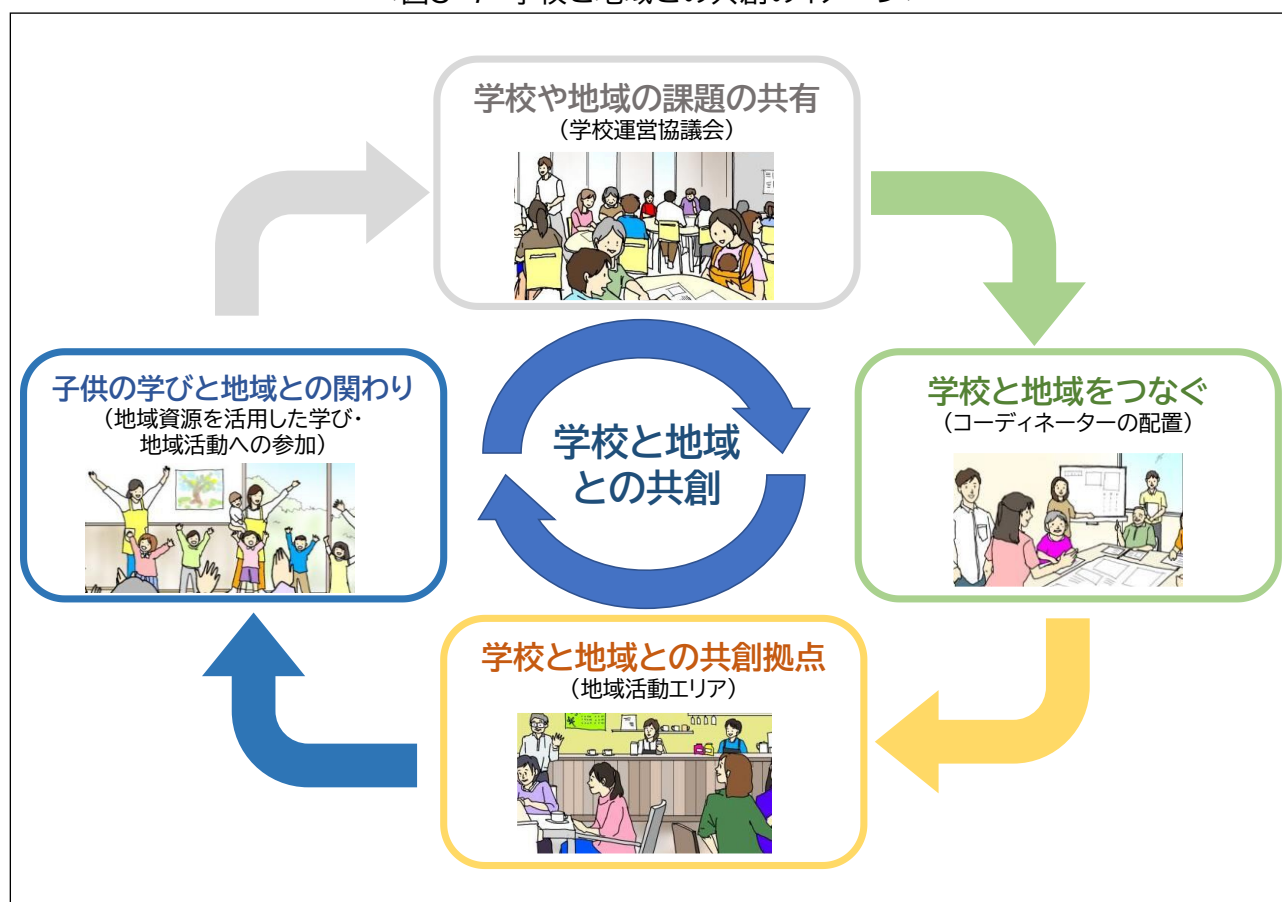
<図3-6 最適化によるスケールメリット>



¹³ 規模を拡大することで、1単位あたりのコストが下がり、生産性や競争力が向上する「規模の利益」

- 学校と地域とのつながりをより強いものとするためには、特定の地域や一部の人に負担が集中しないようにすることが重要です。学校運営・地域運営を無理なく続けていくためには、それぞれが組織として支え合える体制が求められます。
- そのために、学区と自治会区域を整合させ、小中一貫教育グループ単位で学校運営協議会を再編することで、地域全体で子供たちを支えるための仕組みを整えます。
- また、学校内に地域利用エリアを整備し、放課後活動エリアや体育館などを近接に配置することで、地域の日常的な活動を支える「共創の場」とするとともに、学校運営協議会を通じて、地域住民が教育活動に広く参加できる仕組みをつくり、学校と地域との共創の幅を広げていきます。

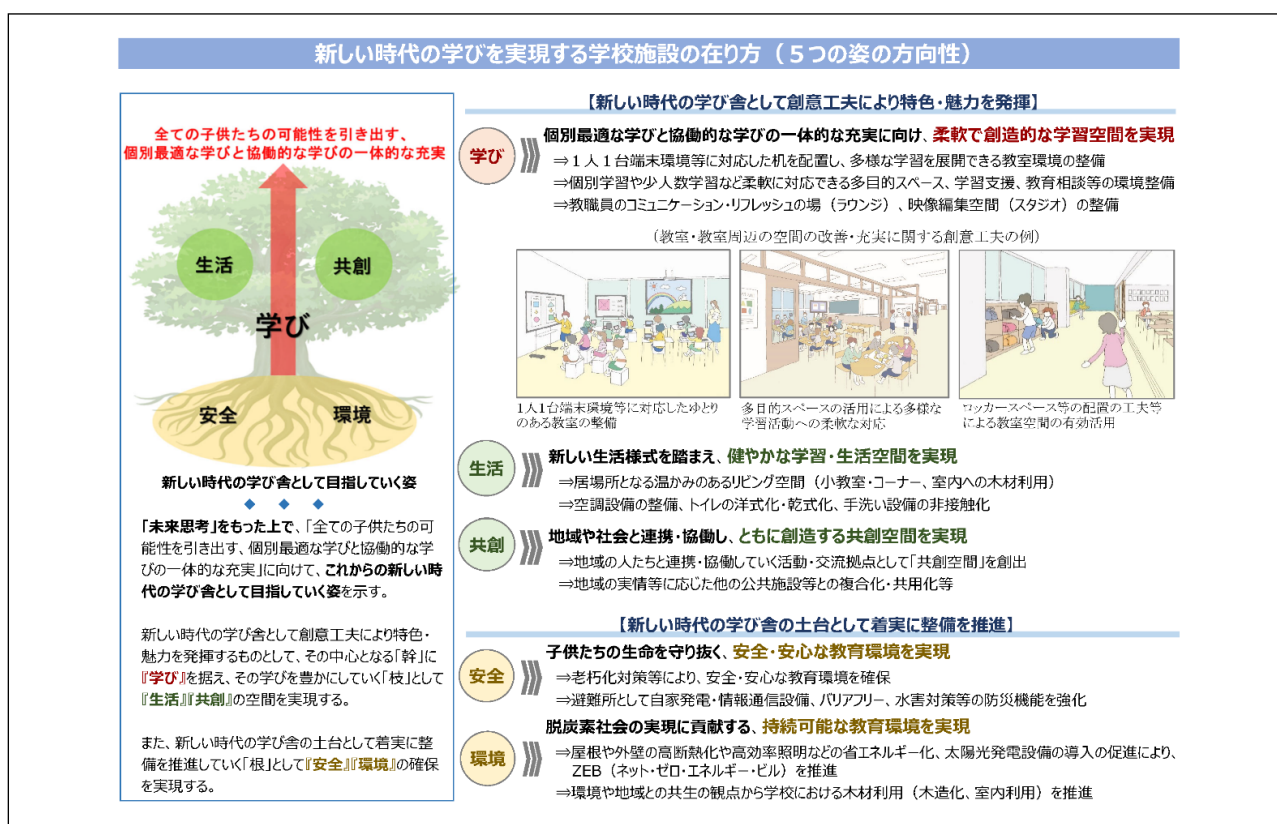
<図3-7 学校と地域との共創のイメージ>



(4) 学びの環境の再設計(未来思考の学校施設整備)

- 現在の学校施設は、児童生徒数が急増した昭和40～50年代に建築されたものが多く、国の示す標準設計に基づく「片廊下一文字型¹⁴」の画一的な学校施設が大半で、「令和の日本型学校教育」において提示されている多様な教育・学習活動を自由に展開するためには、教育環境・学校施設も大きな変革が求められています。
- 令和4年(2022年)3月に、文部科学省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告書が示され、新しい時代の学びを実現する学校施設のビジョンが提案されています。

<図3-8 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)>

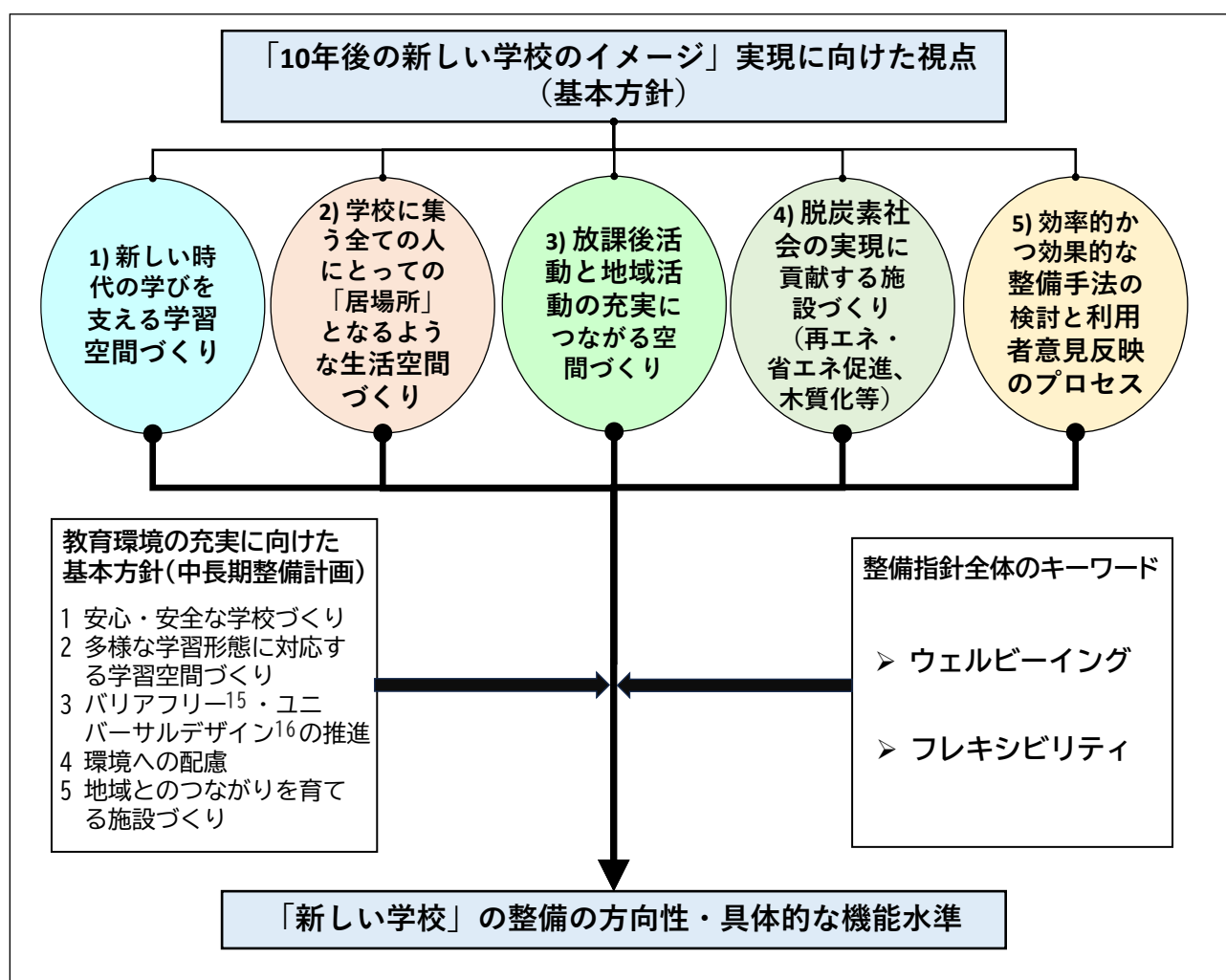


出典：文部科学省「新しい学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（概要）（令和4年3月30日）

¹⁴ 廊下の一方向側に普通教室や特別教室を単純に配置した校舎のこと

- 学校と地域とのつながりをより強いものとするためには、特定の地域や一部の人に負担が集中しないようにすることが重要です。学校運営・地域運営を無理なく続けていくためには、それぞれが組織として支え合える体制が求められます。
- そのために、学区と自治会区域を整合させ、小中一貫教育グループ単位で学校運営協議会を再編し、地域全体で子供たちを支える仕組みを整えるとともに、学校と地域をつなげるコーディネーターを配置し、学校と地域との連携を円滑に進めます。
- また、学校内に地域利用エリアを整備し、放課後活動エリアや体育館などを近接に配置することで、地域の日常的な活動を支える「共創の場」をつくるとともに、地域住民が教育活動や地域活動に広く関わることができる仕組みをつくり、子供の学びと地域との関わりが広がる「学校と地域との共創」の循環を生み出していきます。

<図3-9 「新しい学校施設」の具体化のための視点等>



出典:「小田原市新しい学校づくり施設整備指針」(令和7年4月)

¹⁵ 障がいのある人や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となっていることを取り除くこと

¹⁶ 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を設計する考え方。

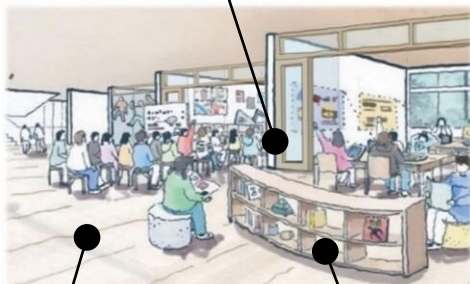
○多様な学びを支える学習空間

画面投影ができる
ホワイトボード

多様な学びのスタイルに対応できる
拡張性と可変性のある教室



教室とオープンスペースを仕切ったりつなげたりして多様な学習活動を展開しやすくする可動式間仕切り



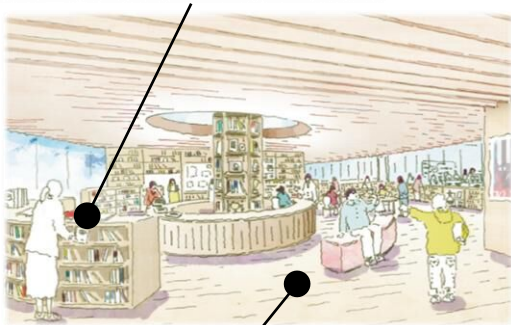
廊下を拡張した
オープンスペース

多様な学びのスタイルに対応できる可変性のある家具



特別教室は、活動エリアと座学エリアを分けて、共有やタイムシェアがしやすい配置に

子供たちの自主的・自発的な学習、協働的な学習を促すことができるよう、蔵書や機能を充実



児童生徒の日常動線と連続する図書室

○豊かな活動を支える生活空間

児童生徒の居場所となる椅子

コミュニケーションの場となるテーブル



内装の木質化等による居心地のいい空間づくり



職員室近くに設ける相談コーナー



職員室に設ける休憩スペース

3. まとめ～「新しい学校づくり」で学校はどう変わるか～

なぜ、「新しい学校づくり」が必要か

- ・ 子供たちが減り、施設の老朽化も進んでいる
- ・ 子供たちの中で、多様な学びのニーズが大きくなっている
- ・ 求められる「学び」と「学校」が変化している
- ・ 教職員の多忙化や地域の担い手不足などにより、学校を支える体制が変化している

→**学びの場も、支える仕組みも、今のままでは成り立たなくなります**

新しい学校づくりとは



子供たちの学びと育ちを、時代にあった「仕組み」と「環境」で支え、
たくさんの友だちや大人と関わりながら未来を生き抜く力を育む

「みんなの学びの場」を、関わる人たちとともに
つくりなおしていく取組です。

学びの仕組みの再設計

- ・ 小中一貫教育の導入

学校配置の再設計

- ・ 学校規模の最適化

学校を支える人と体制の再設計

- ・ チーム体制の充実
- ・ 学校と地域との共創

学びの環境の再設計

- ・ 未来思考の学校施設整備

「新しい学校づくり」で学校はどう変わるか

- チームで子供を支える体制が整う
- 学びと支援が9年間つながる
- 多様な人とつながり、社会とつながる学びが広がる
- 一人ひとりに合った学びと居場所が整う
- 学校と地域が支え合う基盤が整う

チームで子供を支える体制が整う



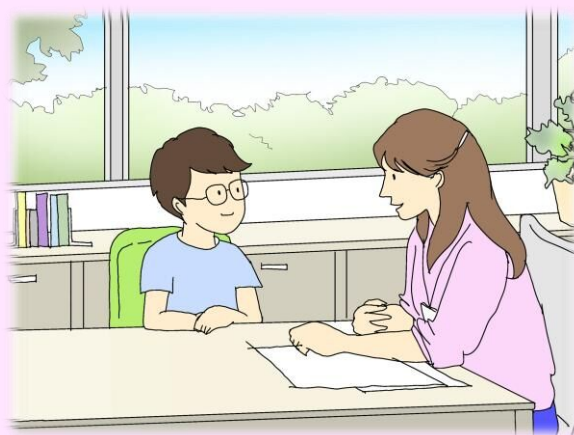
学びと支援が9年間つながる



多様な人とつながり、社会とつながる学びが広がる



地域資源を題材とした、探求的な学習



一人ひとりに合った学びと環境が整う



学校と地域が支え合う基盤が整う



第4章 学校配置案の検討

1. 検討の前提条件

- 「新しい学校」の目指す姿を実現し、より良い教育環境や教育活動を将来的にも継続して提供していくために、第3章で示した4つの「仕組み」や「現境」の再設計の考え方を反映させ、地域の学校配置の将来像を整理しました。
- 配置案を検討するにあたっての地域割りについては、以下の考え方に基づき、4つの地域を設定しました。

- 中学校区単位を基本とし、小中学校区一体で検討する。
- 分散進学に該当する小学校を有する中学校区は、隣接する中学校区もあわせて検討対象とする。
- 1つの自治会(連合)区域が複数の中学校区にまたがっている中学校区については、該当する中学校区一体で検討する。

地域名	対象小学校	対象中学校	都市計画区域
中央・片浦	三の丸 新玉 足柄 芦子 山王 町田 久野 大窪 早川 片浦	城山 白鷗 白山 城南	中央地域 片浦地域
富水・桜井	富水 桜井 東富水小 報徳	泉 城北	富水・桜井地域
川東	下府中 酒匂 千代 国府津 下曽我 曾我 矢作 豊川 富士見	鴨宮 千代 国府津 酒匂	川東北部地域 川東南部地域
橘	前羽 下中	橘	橘地域

- また、配置案を検討するにあたっての前提条件を5つ決めました。

- (1)学校規模
 - (2)ハザード¹⁷の解消
 - (3)小中一貫教育の導入
 - (4)通学距離・通学時間
 - (5)通学区域と自治会区域の整合

(1)学校規模

- 基本方針では、検討委員会での議論やアンケートの結果を勘案し、小学校は2～3学級、中学校は3～4学級が望ましいとしていることから、前提条件としての学校規模は以下のとおりとします。

	1学年あたりの通常の学級数	学校規模
小学校	2～3学級	12～18 学級
中学校	3～4学級	9～12 学級

1学級あたりの人数

文部科学省「教師を取り巻く環境整備に関する合意¹⁸」より、令和8年度から中学校 35 人学級への定数改善を行うことが合意されているため、将来推計における通常の学級の児童生徒数は、小中学校ともに1学級あたり 35 人として算出しています。

小規模特認校¹⁹

検討にあたっては、既設校も含め、小規模特認校の設置は考慮しません。

(2)ハザードの解消

- 児童生徒の生命を守ることを最優先に、現在、津波災害区域²⁰、洪水浸水想定区域²¹(河岸浸食・河岸浸水)に位置する学校については、現地での改築・長寿命化改修は想定しないものとします。

¹⁷ 集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、土石流やがけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域

¹⁸ 参考 URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koubunshyo/1405404_00014.htm

¹⁹ 特色ある教育活動を行う少人数の学校に対し、通学区域外からの入学・転入を特別に認める制度

²⁰ 津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

²¹ 大雨で河川が氾濫した際に浸水が予想される範囲を、市が水防法に基づき指定した区域

【対象校(令和6年3月時点)】

	津波災害区域	洪水浸水想定区域 (河川浸食)	洪水浸水想定区域 (河岸浸水)
小学校	山王小	早川小	矢作小 (3.0～5.0m 未満)
		足柄小	
中学校	白鷗中	-	-
	酒匂中		

(3)小中一貫教育の導入

- 第3章に示したとおり、全ての市立学校について、「小中一貫型小中学校(併設型小中学校)」を導入するとともに、学校配置の見直しに合わせて、「施設一体型」または「施設隣接型」での施設整備を進めます。

(4)通学距離・通学時間

- 国では、公立小中学校の通学距離の基準²²を、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内、通学時間はおおむね1時間以内、としています。
- 本市の通学距離・通学時間の現状は、下表のとおりとなっています。

<図4-1 令和7年度在籍児童生徒の通学距離・時間の平均値と中央値>

	小学校		中学校	
	通学距離	通学時間	通学距離	通学時間
平均値	1.6km	24 分	2.5km	37 分
中央値	1.5km	22 分	2.1km	31 分

- こうした現状を踏まえ、通学距離については小学校でおおむね2km、中学校でおおむね4km以内を目安に通学区域を設定します。
- ただし、住所に基づく就学指定校²³に対して、目安を越えた通学距離となる児童生徒については、より近い学校への指定変更²⁴や自転車(中学校のみ)・公共交通機関(電車・バス等)のさらなる活用、遠距離通学費補助の拡充等、様々な負担軽減策について、地域ごとの実情やニーズを踏まえて検討・実施するものとします。
- 通学区域の検討・設定にあたっては、通学時の安全性確保の観点から、国道、県道等及び大規模河川の横断等に配慮します。

²² 出典 URL: https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/24/1354768_1.pdf

²³ 教育委員会が住民登録地(住所)に基づき、公立の小・中学校に入学する子供を指定する学校

²⁴ 住所に基づいて市町村の教育委員会が定めた「指定校(学区の学校)」以外の公立小・中学校への通学を、保護者の申請に基づき教育委員会が特別に許可する制度

(5)通学区域と自治会区域の整合

- 第3章に示したとおり、学校配置の見直しに合わせて、通学区域と自治会区域を整合させ、小中一貫教育グループ単位で学校運営協議会を再編することで、学校を軸とした教育活動や地域活動を円滑に行い、地域全体で子供たちの成長を支えるための基盤を整備します。

<図4-2 通学区域と自治会区域の整合>

地域	中学校区	小学校区	自治会連合会			
中央・片浦	城山中	三の丸小	緑	幸	十字	万年
		片浦小	片浦			
	白鷗中	新玉小	新玉	万年	足柄	山王網一色
		町田小	足柄	二川		
		山王小	山王網一色	足柄		
	白山中	足柄小	二川	久野		
		芦子小	芦子	久野		
		久野小	久野			
	城南中	大窪小	大窪			
		早川小	早川			
富水・桜井	泉中	富水小	富水	東富水		
		東富水小	東富水			
	城北中	報徳小	富水	東富水	桜井	
		桜井小	桜井			
川東	千代中	千代小	上府中			
		曾我小	曾我			
		下曾我小	下曾我			
		豊川小	豊川			
	鴨宮中	下府中小	下府中	国府津		
		矢作小	下府中	豊川		
	酒匂中	酒匂小	酒匂・小八幡			
		富士見小	富士見	酒匂・小八幡		
	国府津中	国府津小	国府津			
橘	橘中	下中小	下中			
		前羽小	前羽			

白字の小学校区：学区と自治会区域が完全に一致している小学校

- ・ その他、以下の考えも踏まえて、配置案と整備スケジュールを整理しました。

【推計における学級数の算出方法】

児童生徒数推計において、1学級当たりの上限値(35の倍数)より+5人まで多い学級は、「-1学級」の補正を行っている。

例①:1学級 39人⇒35人に補正⇒1学級)

例②:1学級 74人⇒70人に補正⇒2学級)

【推計における特別支援学級に在籍する児童生徒の算出方法】

特別支援学級の児童生徒数は、次の①～③の考え方にに基づき算出する。

- ① 令和7年度の小・中学校それぞれの児童生徒数総計に含まれる特別支援学級の児童生徒数の割合を算出
- ② 算出した割合(小:7.6%、中:5.6%)を、令和8年度以降の推計値に乗じて特別支援学級の児童生徒数を算出
- ③ ②で算出した人数を各学年数(小:6学年、中:3学年)で除して(切上げ)、令和8年度以降の各学年推計値から差し引いて、特別支援を含まない児童生徒数の推計値を算出

【配置案における学校用地】

- ① 配置案における学校用地については、新たな用地取得を想定しない。
- ② 既存校と比較して、新しい学校の延床面積は大幅に増加することが見込まれることから、敷地面積が概ね 16,000 m²であることを前提に、通学距離のバランス等も考慮して配置案を整理した。

【プール・給食調理場について】

基本方針、整備指針において、「拠点化・集約化を検討する」としていること、新しい学校で想定している延床面積では、全ての学校に設置することは難しいことから、個別に今後の方向性を定めることとし、配置案では次の想定に基づき整理した。

プール : 拠点化・集約化を前提に、各校への設置は想定しない

給食調理場 : 現在の給食センターに加え、新たな学校給食センターを整備し、全校センター方式に移行することを想定

2. 地域別の学校配置案

(1) 推計に基づいた将来予測

- 以下の表は、現状の学校数を維持した場合の通常の学級数の推計や、前提条件に基づく各校の状況をまとめたものです。
- 年数の経過に従い各校の通常の学級数は減少し、小規模校は増加していく見通しです。

<図4-3 各校の学級数推計と状況まとめ>

地域	学校名	学級数推計						ハザードの 解消	自治会の 不整合	老朽化状況		備考
		現在 (2025)	10年後 (2035)	20年後 (2045)	25年後 (2055)	30年後 (2055)	40年後 (2065)			建築年度 (西暦)	築年数	
中央・片浦	城山中	10	8	6	6	6	6	●	●	1970	55	敷地の一部がレッドゾーン
	三の丸小	19	12	12	12	12	12		●	1995	30	
	片浦小	6	6	6	6	6	6	●		1982	43	敷地の一部がレッドゾーン ※現在、小規模特認校
	城南中	6	3	3	3	3	3	●		1962	63	敷地の一部がレッドゾーン
	大窪小	6	6	6	6	6	6	●		1993	32	敷地の一部がイエローゾーン
	早川小	6	6	6	6	6	6	●		1963	62	河川浸食区域
	白鷗中	8	6	6	6	6	6	●	●	1960	65	津波災害区域
	新玉小	6	6	6	6	6	6		●	1964	61	城山中・白鷗中に分散進学
	山王小	6	6	6	6	6	6	●	●	1969	56	津波災害区域
	町田小	11	6	6	6	6	6		●	1966	59	
	白山中	14	13	12	12	12	9		●	1956	69	
	足柄小	13	11	12	12	9	6	●	●	1972	53	河川浸食区域
	芦子小	14	12	12	12	12	12		●	1968	57	城山中・白山中に分散進学
	久野小	12	6	6	6	6	6		●	1972	53	
富水・桜井	泉中	13	12	12	12	10	9		●	1966	59	
	富水小	17	17	14	12	12	12		●	1965	60	
	東富水小	13	11	12	12	12	8		●	1969	56	
	城北中	12	11	9	9	9	8		●	1974	51	
	桜井小	13	12	12	12	12	7		●	1966	59	
	報徳小	12	8	6	6	6	6		●	1976	49	
川東	千代中	15	13	9	9	9	9		●	1978	47	
	千代小	18	12	12	12	12	12			1969	56	
	下曽我小	6	6	6	6	6	6			1989	36	
	曽我小	6	6	6	6	6	6			1974	51	
	豊川小	16	12	12	12	12	12		●	1982	43	鴨宮中・千代中に分散進学
	鴨宮中	15	13	12	12	12	11		●	1960	65	
	下府中小	12	11	11	7	6	6		●	1978	47	
	矢作小	17	12	12	12	12	12	●	●	1972	53	河川浸食区域
	酒匂中	10	11	9	9	9	9	●	●	1982	43	津波災害区域
	酒匂小	12	6	7	6	6	6		●	1972	53	
	富士見小	14	12	12	12	12	12		●	1984	41	
	国府津中	8	6	6	6	6	6		●	1980	45	
	国府津小	15	12	12	12	12	8		●	1969	56	
橘	橘中	6	4	6	6	6	3	●		1966	59	敷地の一部がイエローゾーン
	前羽小	6	6	6	6	6	6			1986	39	
	下中小	9	6	6	6	6	6			1981	44	

【過小規模校】	【小規模校】	【標準規模校】	【大規模校】
小学校：6学級以下 中学校：3学級以下	小学校：7学級～11学級 中学校：4学級～8学級	小学校：12学級～18学級 中学校：9学級～18学級	小学校：24学級以上 中学校：学級以上

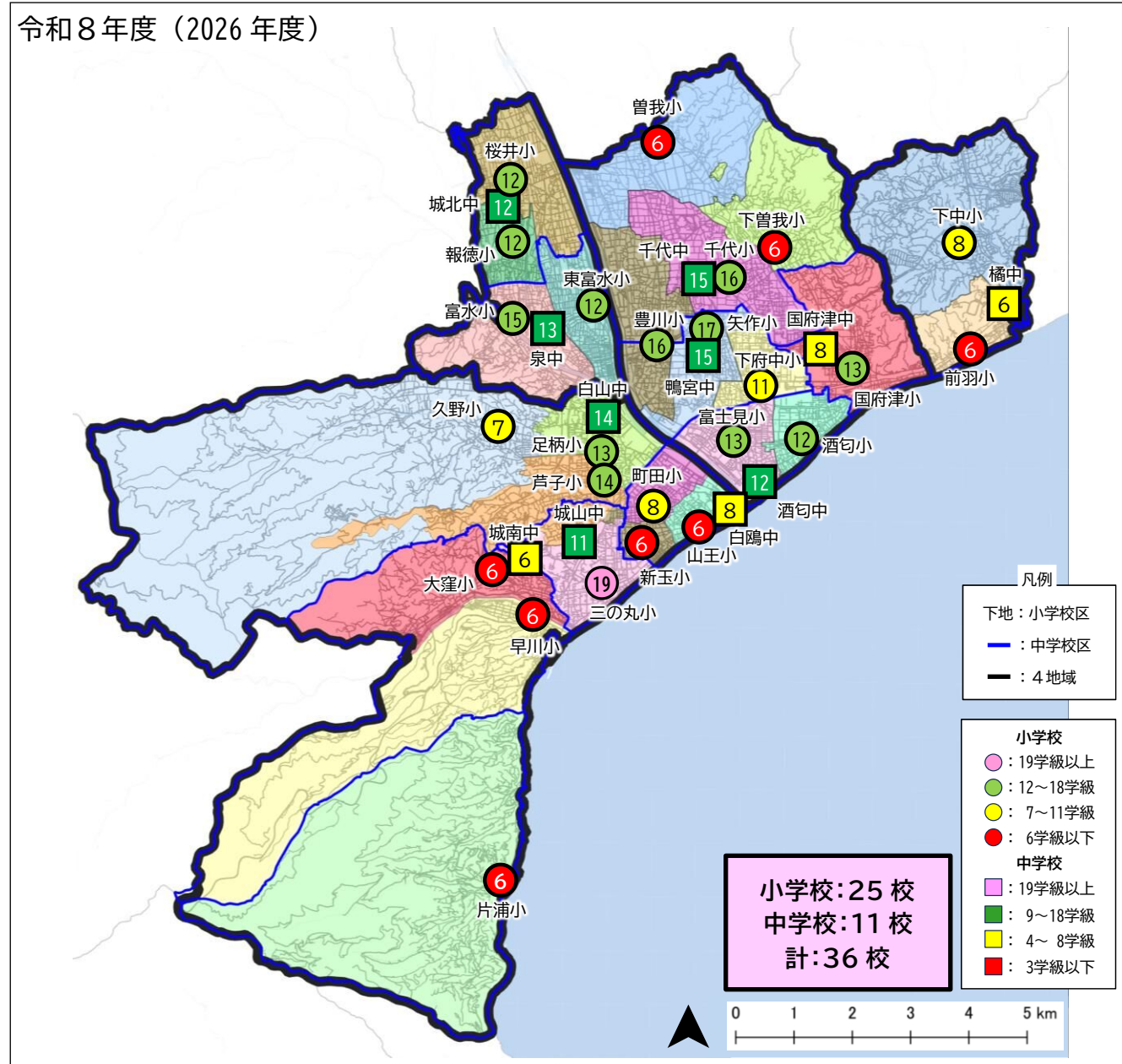
(2)前提条件を踏まえた学校配置案

- 児童生徒数・学級数推計と本章1で示した前提条件をもとに、学校配置案を検討・整理しました。

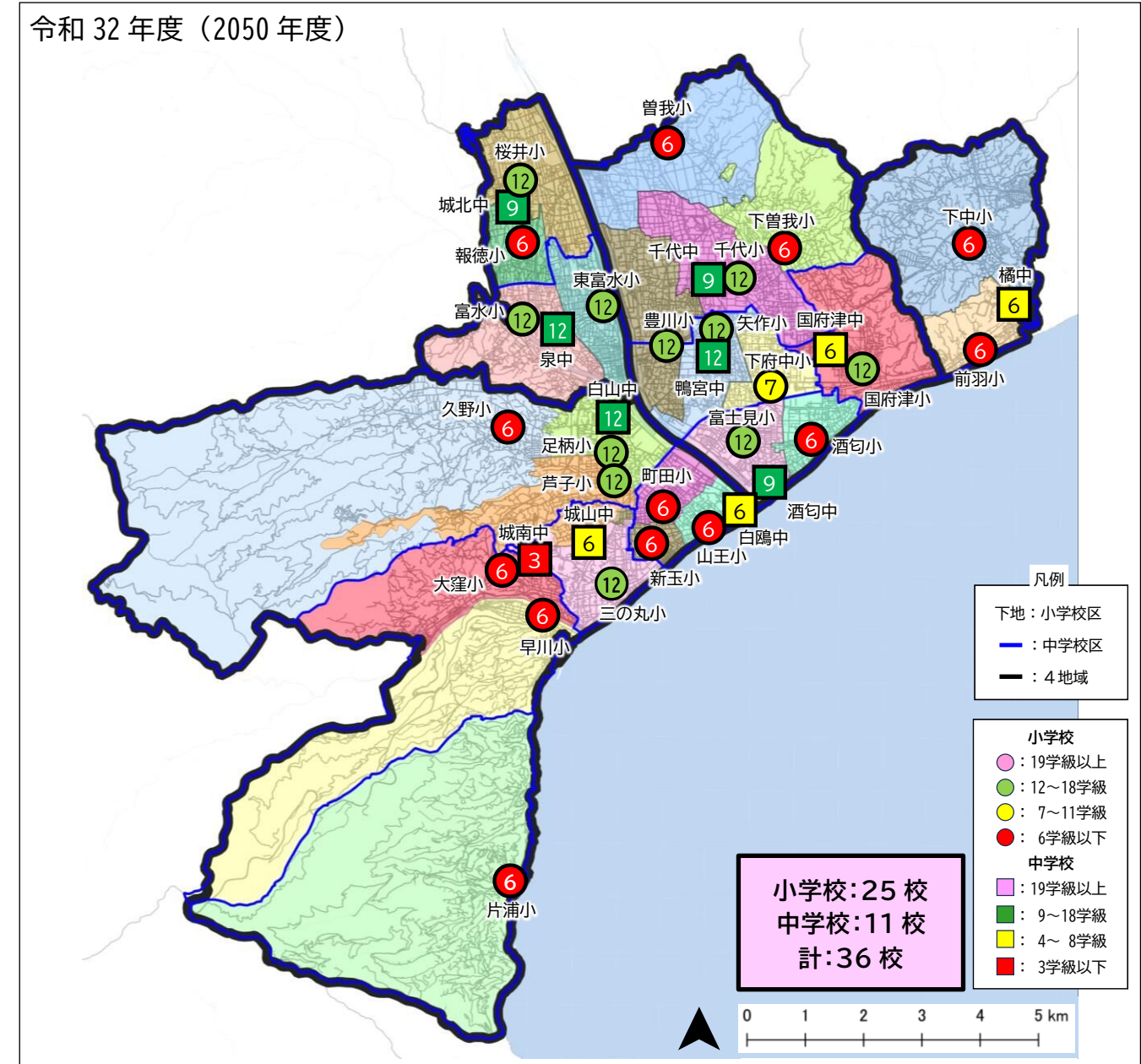
<図4-4 配置案の概要>

地域	再編後の学校	設置場所	再編対象校	再編年度	整備期間	自治会区域 (連合)	備考
中央・片浦	小中一貫校①	城山中	三の丸小 芦子小 片浦小 城山中	2044	2039～2044	緑 幸 十字 万年 芦子	改築
	小中一貫校②	大窪小	大窪小 早川小 城南中	2031	2027～2031	大窪 早川	長寿命化改修
	小中一貫校③	町田小	新玉小 山王小 町田小 白鷗中	2038	2033～2038	新玉 足柄 山王網一色	改築
	小中一貫校④	白山中	足柄小 久野小 白山中	2040	1期 2027～2032 2期 2037～2040	二川 久野	1期は中学校改築、 2期は小学校増築
桜井・富水	小中一貫校⑤	泉中	富水小 東富水小 泉中	2040	1期 2029～2034 2期 2037～2040	富水 東富水	1期は中学校改築、 2期は小学校増築
	小中一貫校⑥	報徳小	桜井小 報徳小 城北中	2038	2033～2038	桜井	改築／改築前に桜 井小に移転・統合
川東	小中一貫校⑦	千代中	千代小 下曽我小 曾我小 千代中(一部)	2040	2035～2040	上府中 下曽我 曾我	改築
	小中一貫校⑧	豊川小	豊川小 千代中(一部) 鴨宮中(一部)	2031	2027～2031	豊川	長寿命化改修
	小中一貫校⑨	鴨宮中	矢作小 鴨宮中(一部)	2034	2029～2034	下府中	改築
	小中一貫校⑩	国府津小	国府津小 下府中小 国府津中	2044	2039～2044	国府津	改築
	小中一貫校⑪	富士見小	酒匂小 富士見小 酒匂中	2035	2031～2035	酒匂・小八幡 富士見	長寿命化改修
橘	小中一貫校⑫	下中小	前羽小 下中小 橘中	2035	2031～2035	前羽 下中	長寿命化改修

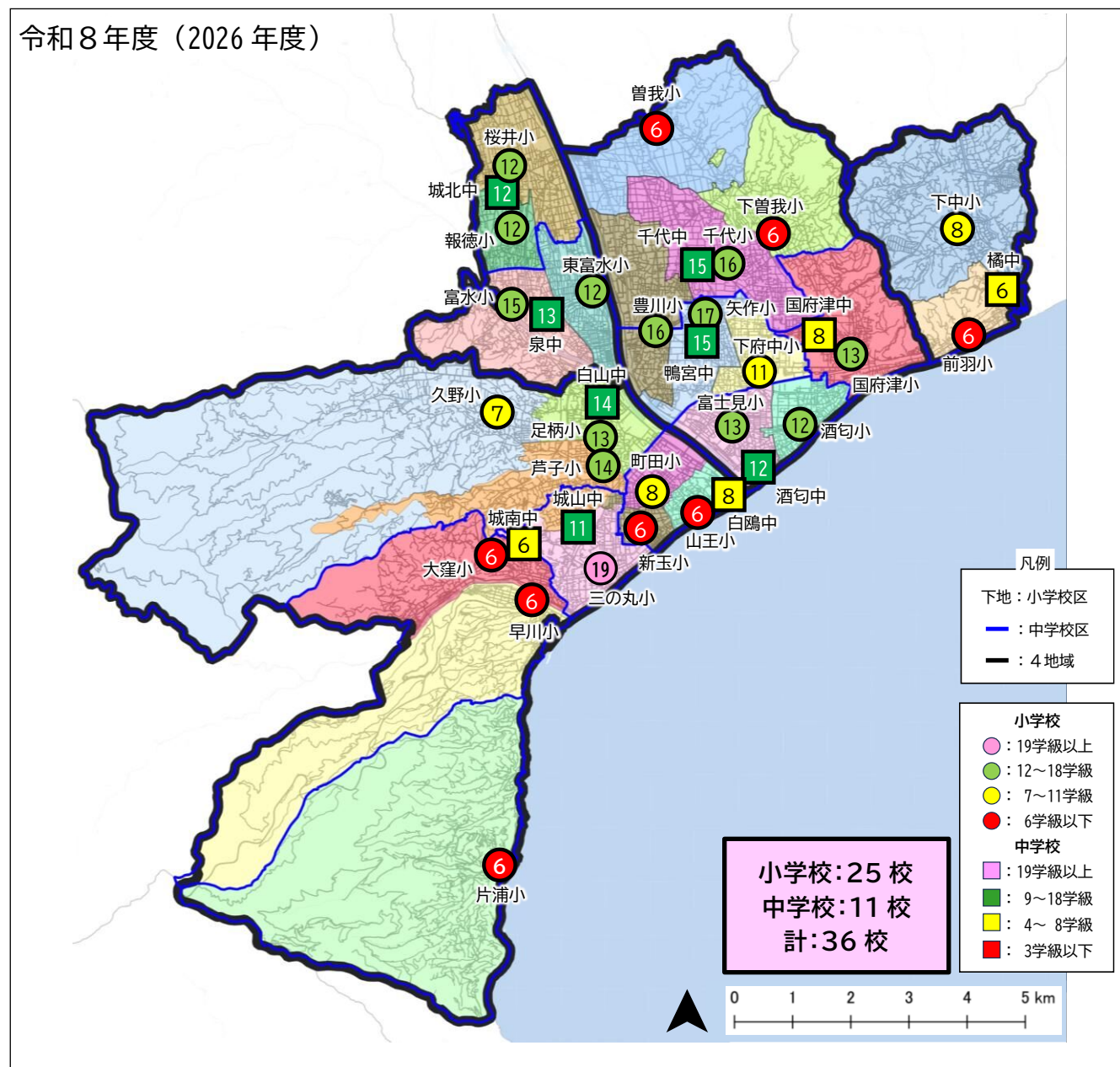
<図4-5 現在の学校配置と通常の学級数>



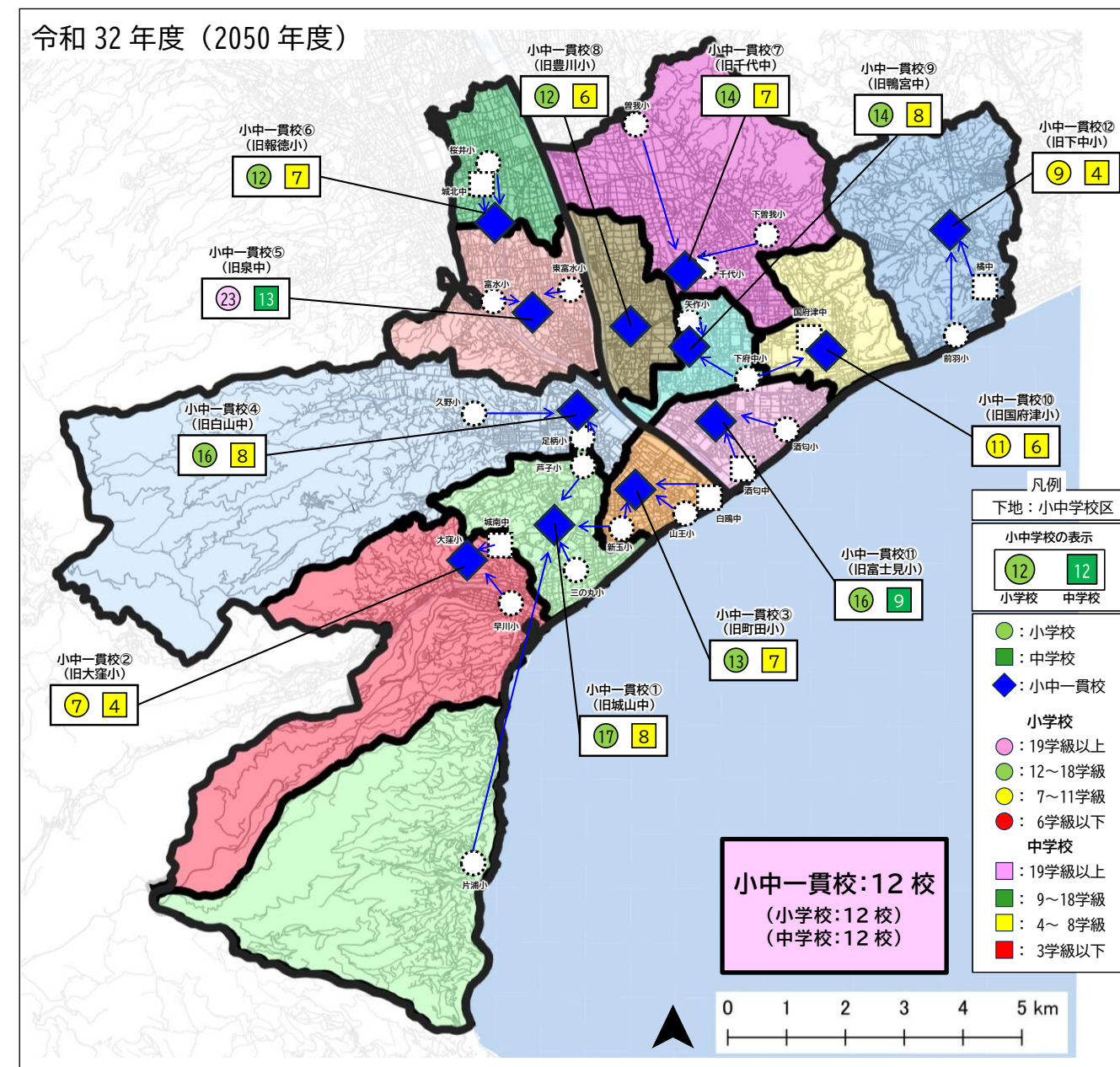
<図4-6 現状維持した場合の25年後の通常の学級数>



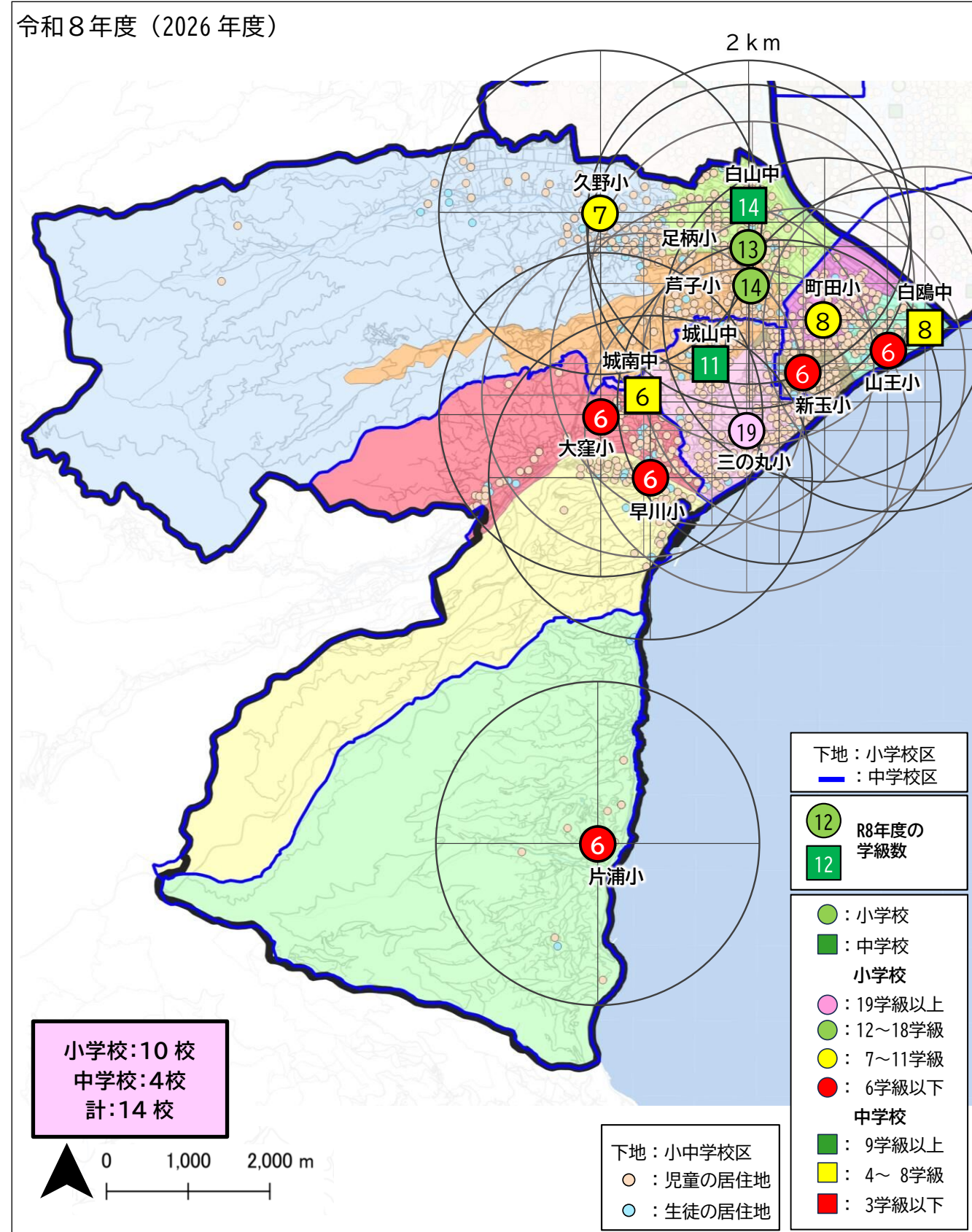
<図4-7 現在の学校配置と通常の学級数(市全体)>



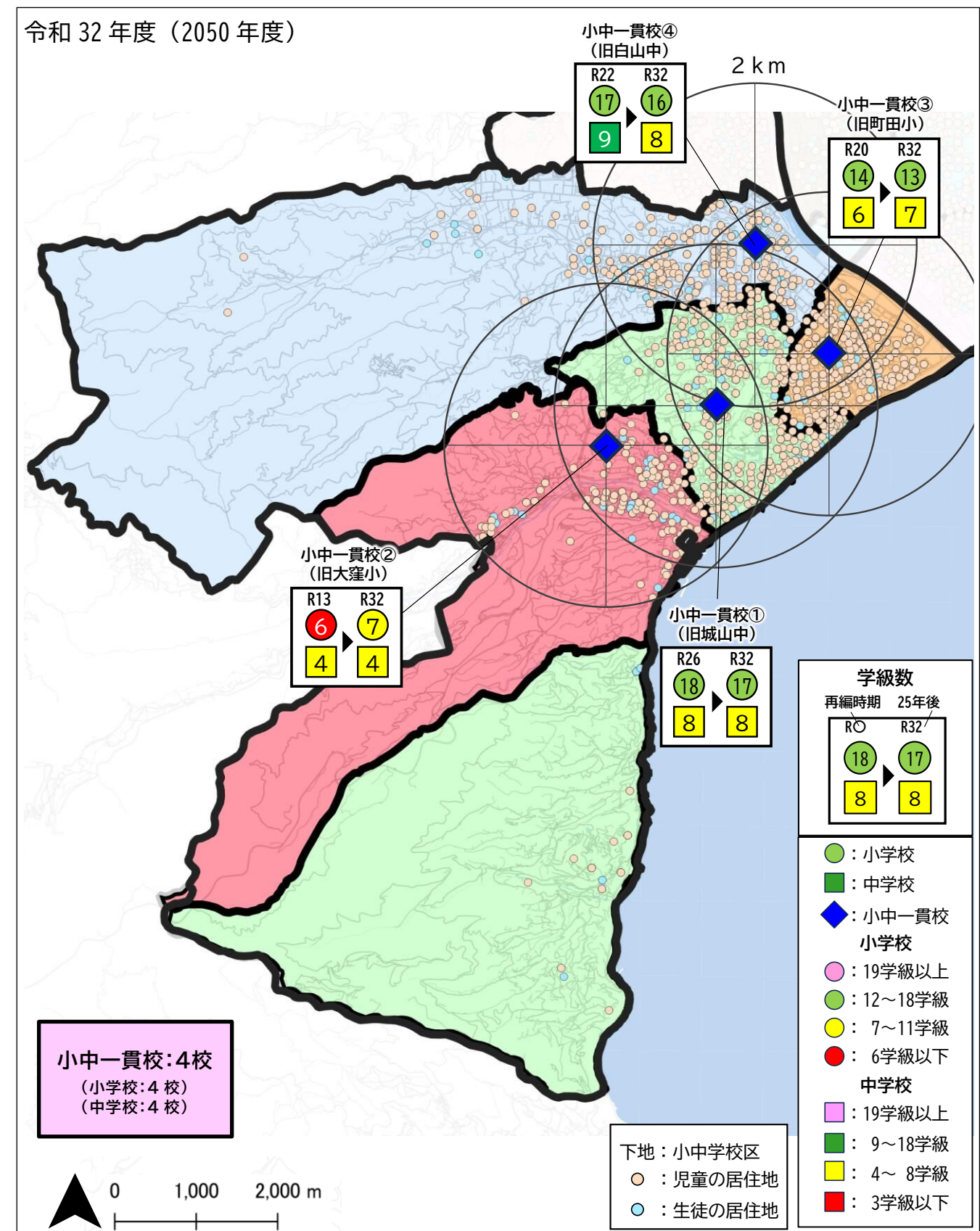
<図4-8 25年後の学校配置と通常の学級数(市全体)>



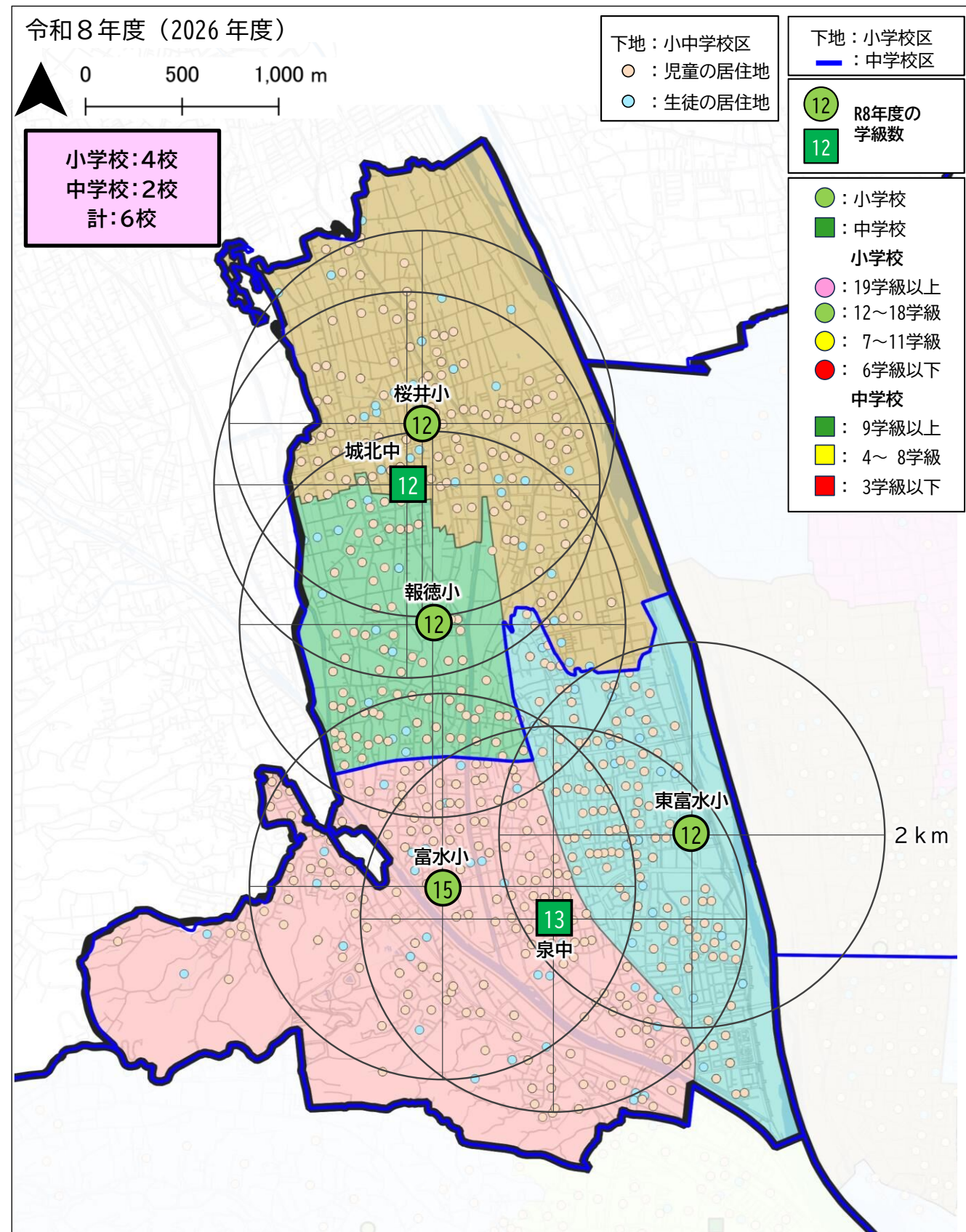
<図4-9 現在の学校配置と通常の学級数(中央・片浦地域)>



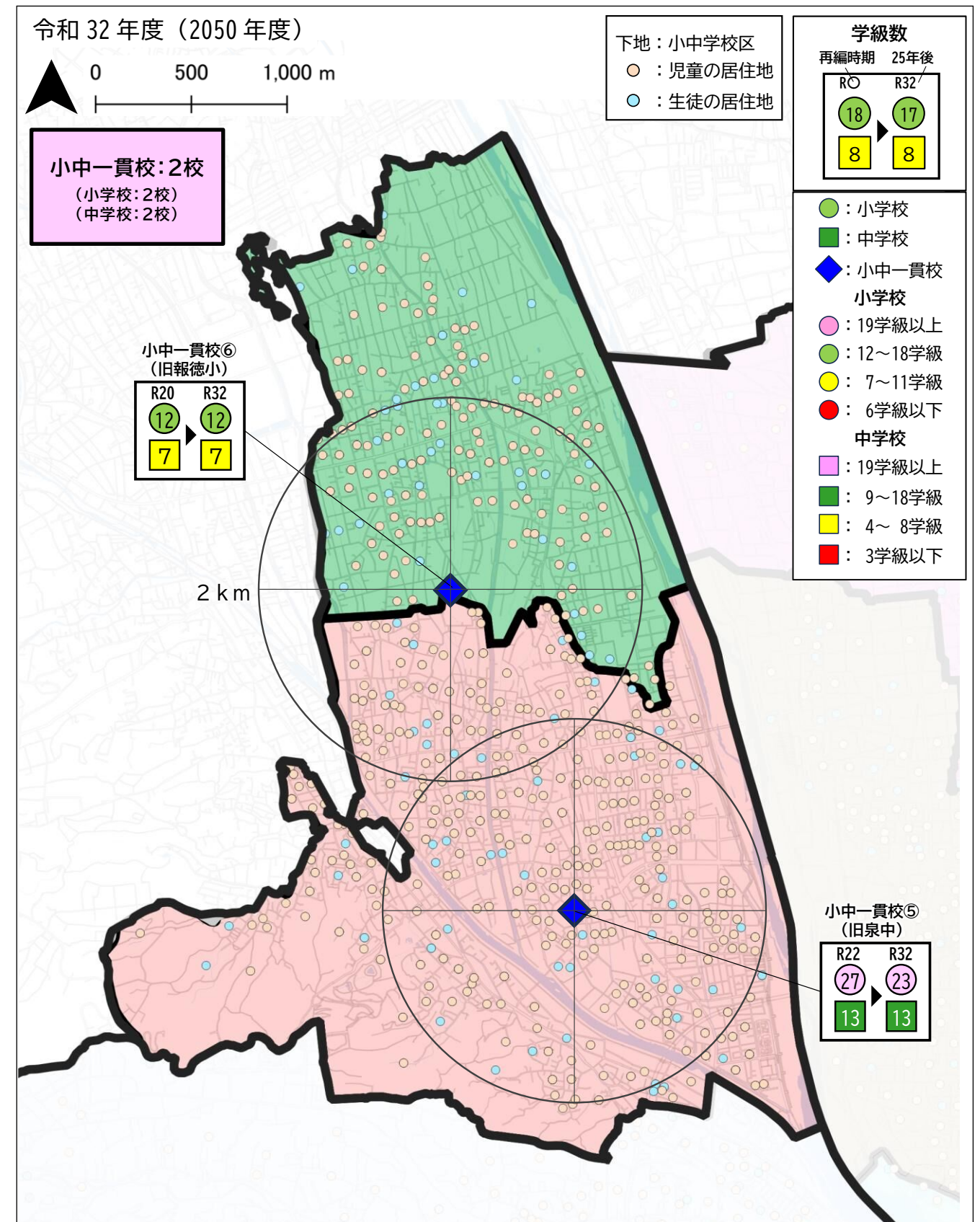
<図4-10 25年後の学校配置と通常の学級数(中央・片浦地域)>



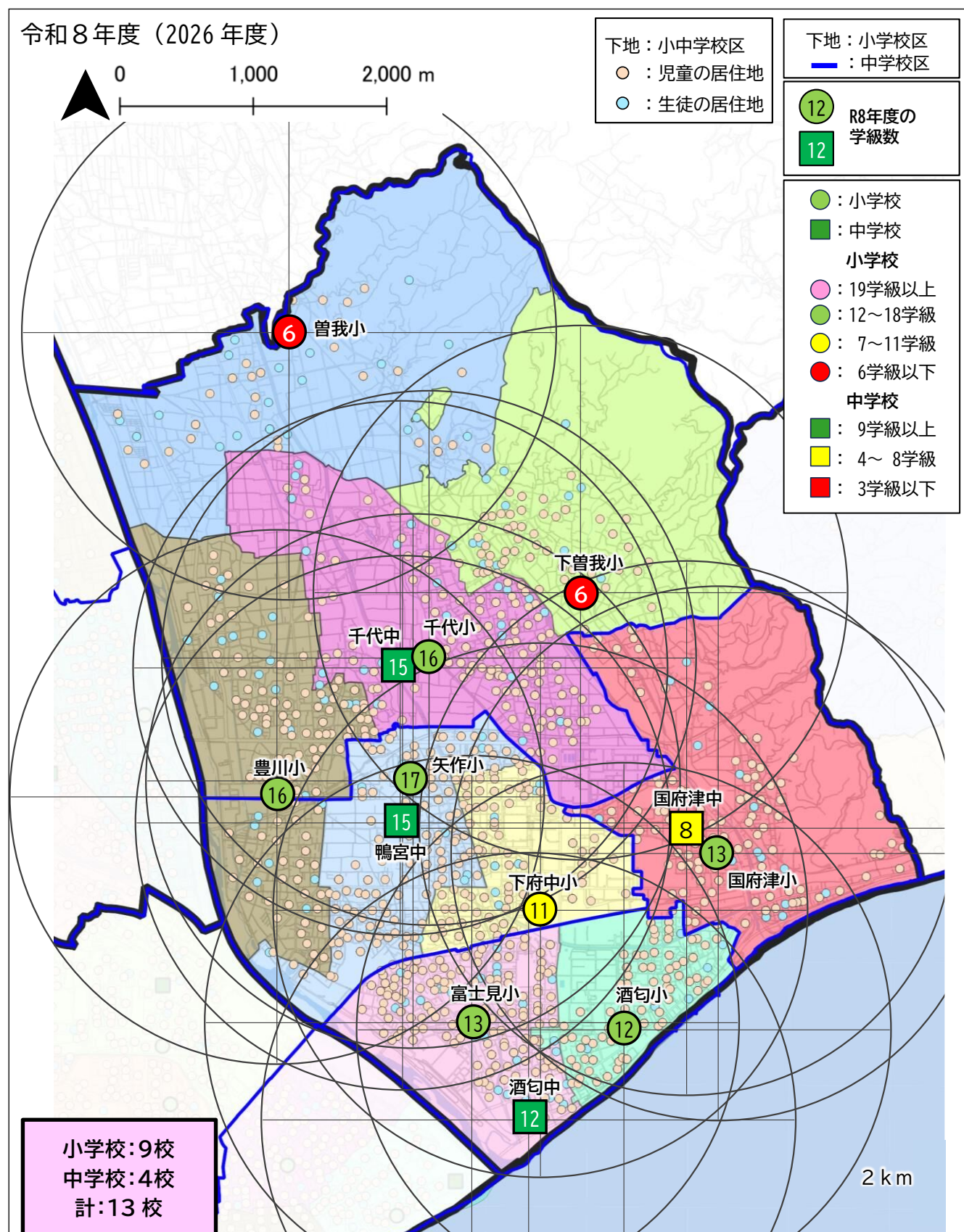
<図4-11 現在の学校配置と通常の学級数(富水・桜井地域)>



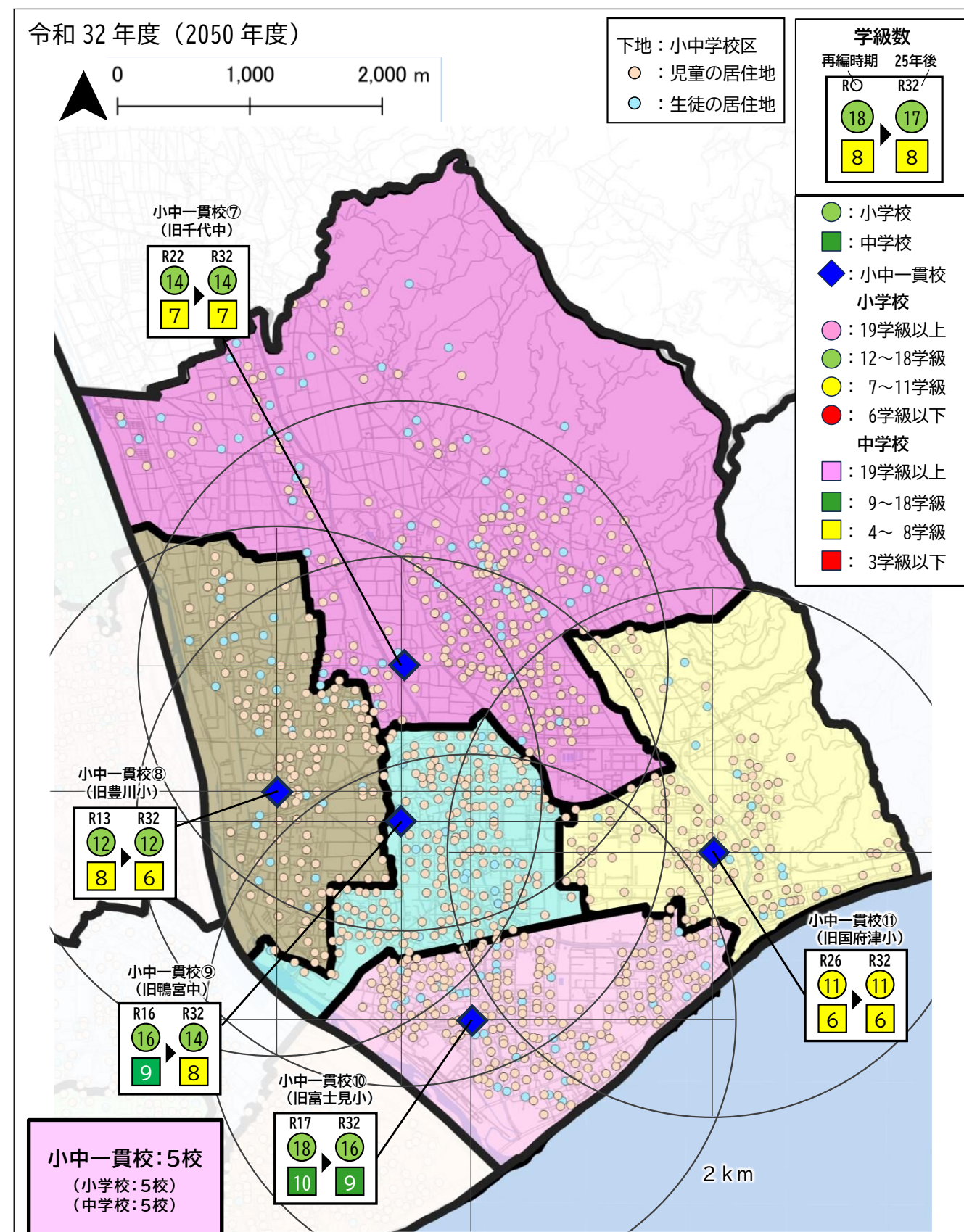
<図4-12 25年後の学校配置と通常の学級数(川東地域)>



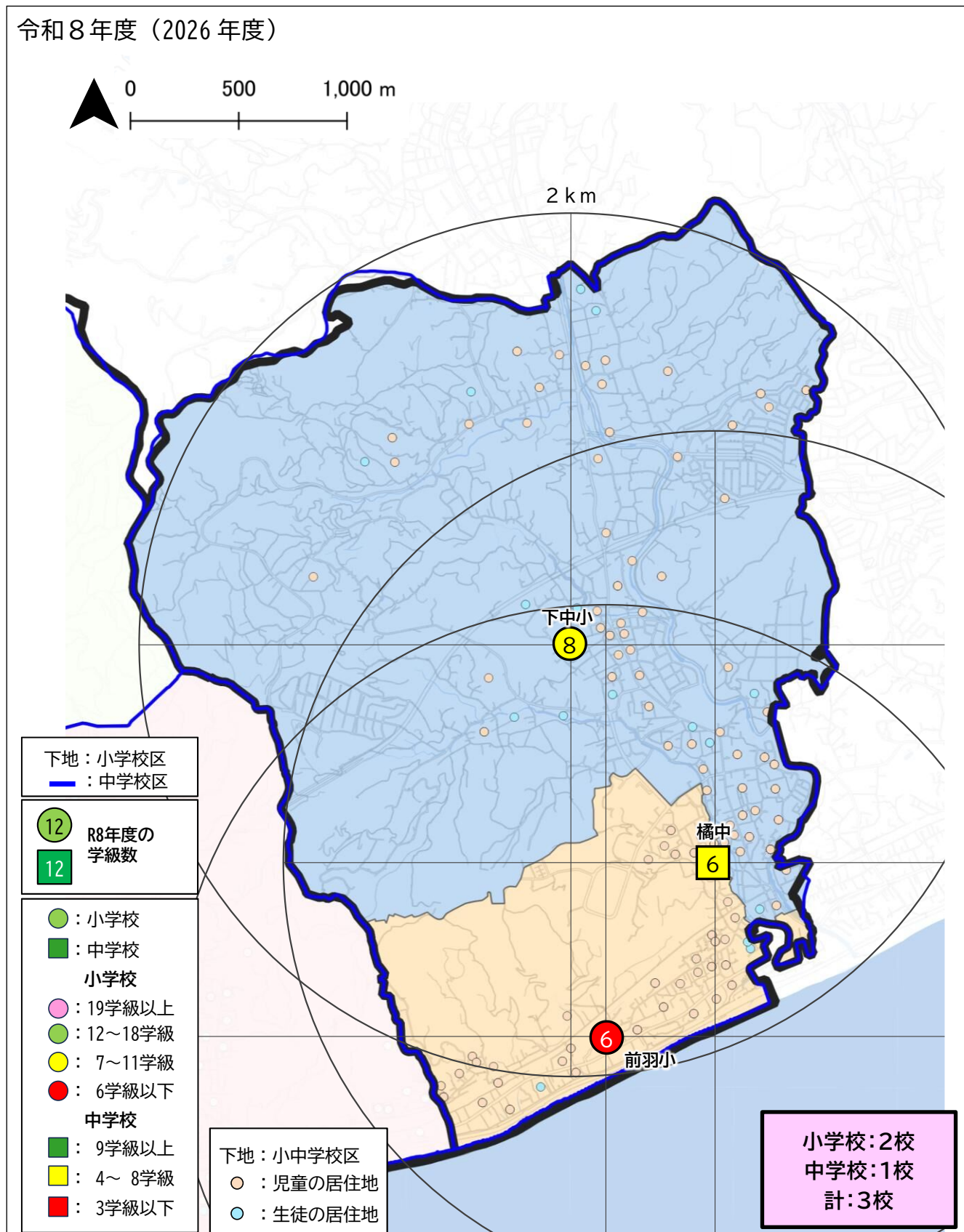
<図4-13 現在の学校配置と通常の学級数(川東地域)>



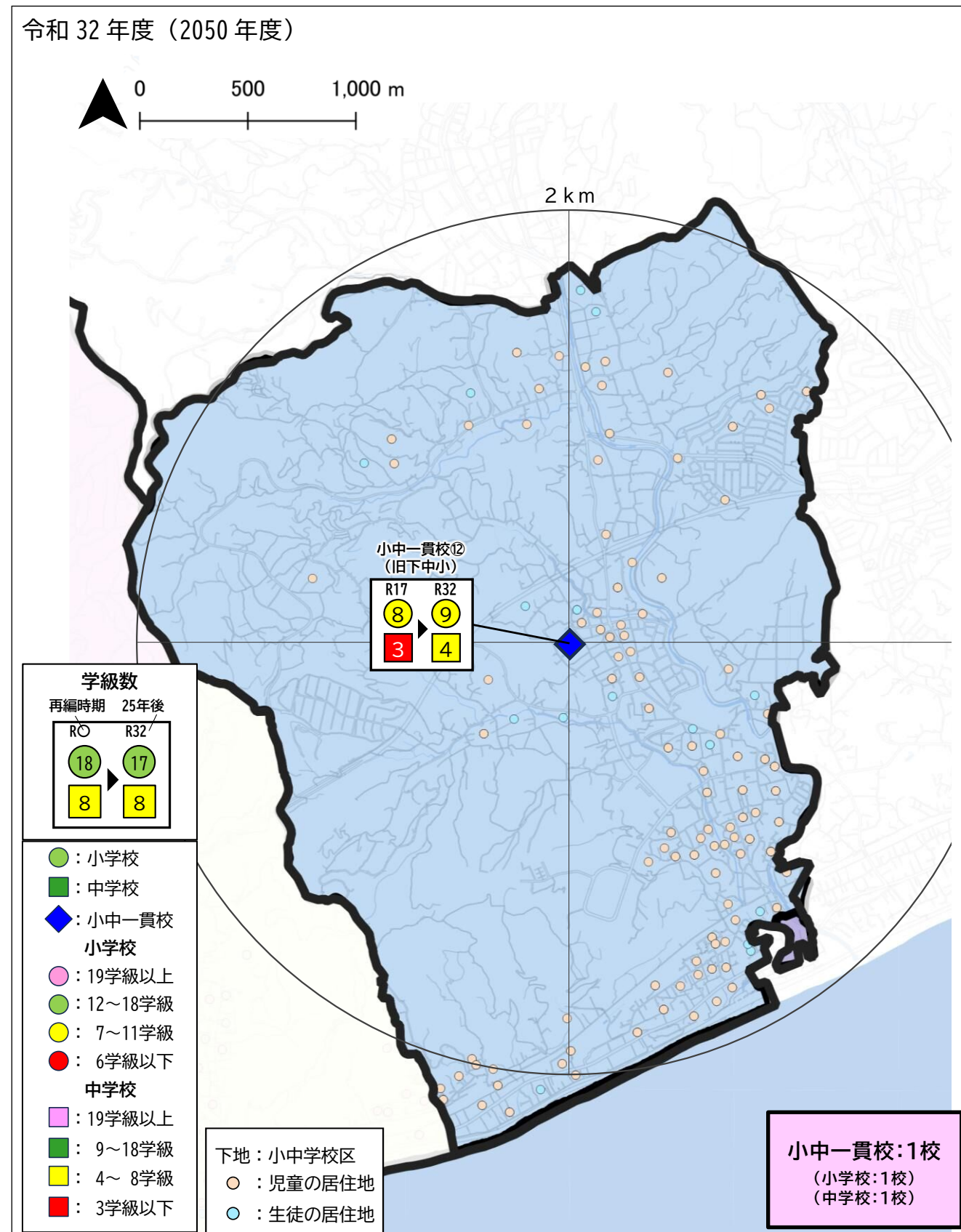
<図4-14 25年後の学校配置と通常の学級数(川東地域)>



<図4-15 現在の学校配置と通常の学級数(橘地域)>



<図4-16 25年後の学校配置と通常の学級数(橘地域)>

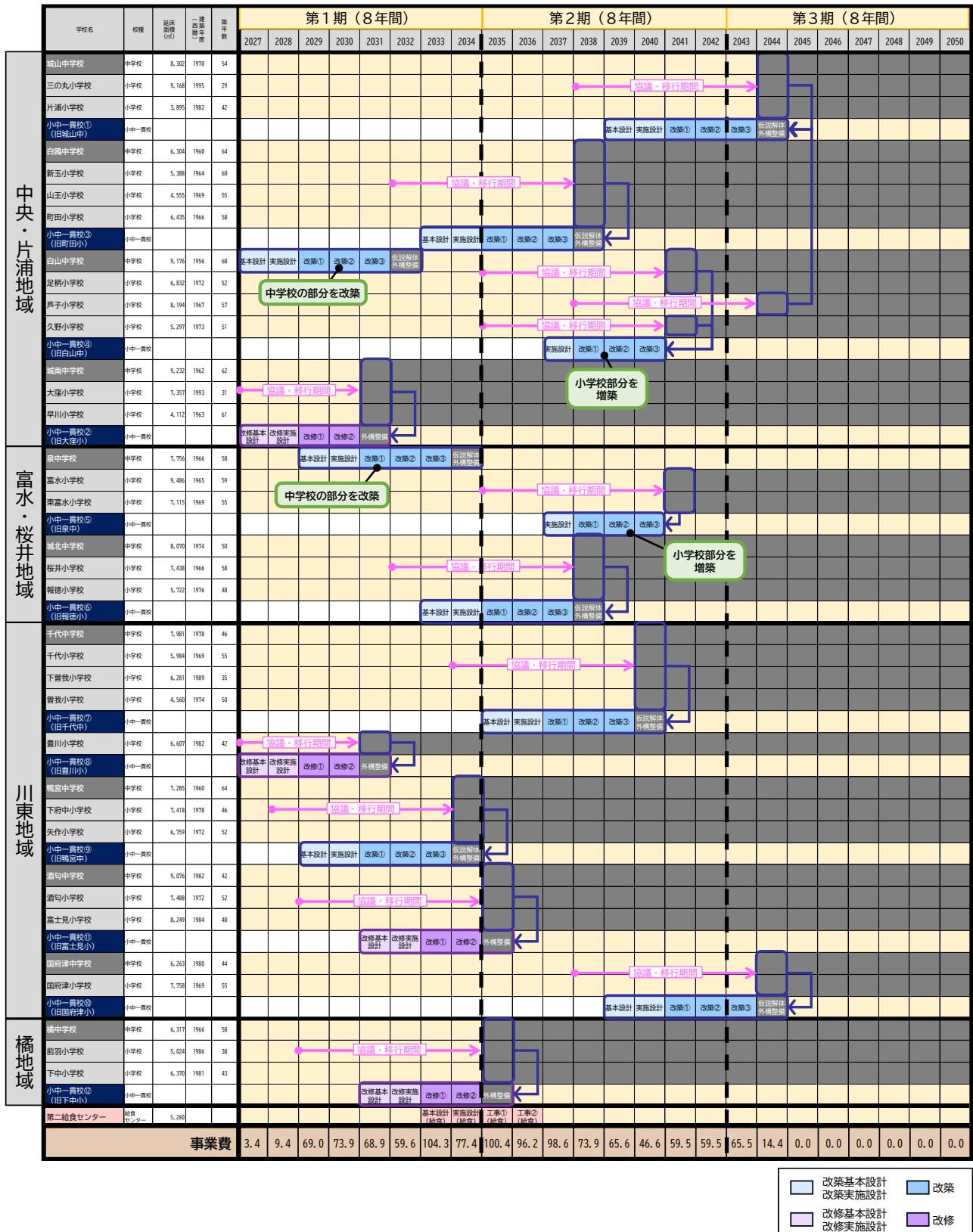


(3)整備スケジュール

- 配置案を踏まえた整備スケジュールは、中長期整備計画及び整備指針で定めた以下の考え方に基づき、計画期間中で整備を完了することを想定して整理しています。

- 各校の主要な校舎が新耐震基準で建築されている学校は長寿命化改修を、旧耐震基準で建築されている学校は改築を採用する。(ただし、体育館は、鉄骨造で築 30 年を経過しているものについては、原則全て改築する。)
- 整備時の学級数は児童生徒数・学級数推計をもとに算出する。
- 整備期間は、原則次のとおり設定する。
- 改築：基本設計1年 実施設計1年 工事4年(外構含む) 合計6年
- 長寿命化改修：基本設計1年 実施設計1年 工事3年(外構含む) 合計5年
- 中学校を改築後、期間を空けて小学校を増築する場合は、基本設計と外構工事は改築時に完了させる。
- 設計や施工管理が分散しないよう、複数校を同時に整備することを想定してスケジュールを設定する。

<図4-17 整備スケジュール>



●再編による児童生徒数・学級数の変化

[illegible]

[illegible]

第5章 「新しい学校づくり」にかかる費用と財源の考え方

1. 施設整備費

- 整備指針において、改築・長寿命化改修時の施設・設備の機能水準や諸室の種類や数、面積、仕様等の基準等を整理しました。
- 改築・長寿命化改修時は、教室・諸室は現在の施設よりも広くなり、地域利用エリアや避難所機能、Nearly ZEB²⁵の導入等、施設・設備の機能もより多く、充実させていくことになるため、1校あたりの建物の面積や整備費が増加することが見込まれます。
- 令和2年度(2020年度)に中長期整備計画を策定した時点では、市内36校の全てを維持した場合の40年間の整備費総額は、約935億円となっていました。建築単価の高騰を反映させ、令和5年度(2023年度)の基本方針策定時に再試算したところ、約1,234億円に増加しています。
- 現時点の試算では、建築単価の増に加えて、整備指針において教室面積等を定めたことにより、想定整備面積を見直したことから、市内36校全てを改築・改修した場合の整備費総額は約2,587億円となる見込です。

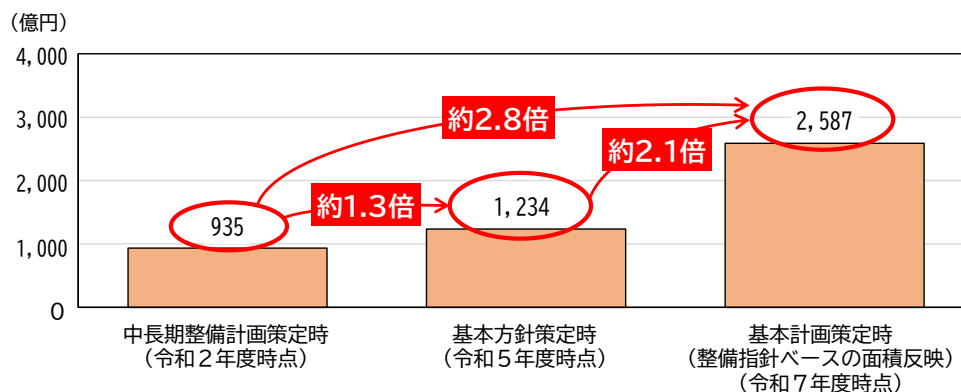
＜図5-1 全ての小中学校を維持した場合の今後 40 年間の整備費試算＞

【1校あたりの整備費の推移】

	令和2年度 (中長期計画策定時)		単価増	令和5年度 (基本方針策定時)		単価・ 面積増	令和7年度 (基本計画策定時)	
	小学校	中学校		小学校	中学校		小学校	中学校
改築	31.9	36.4	→	32.4	36.9	→	76.8	73.8
長寿命化改修	14.7	16.9		15.2	17.4		40.8	39.1

【1校あたりの整備費(令和7年度時点)の内訳】

改築	小学校	中学校	長寿命化改修	小学校	中学校
工事費(含外構)	66.6	63.5	工事費(含外構)	34.9	33.3
解体・仮設費	4.0	4.0	解体・仮設費	2.0	2.0
初度調弁費	2.0	2.0	初度調弁費	1.5	1.5
設計・CM費 ²⁶	4.2	4.2	設計・CM費	2.4	2.3
合計	76.8	73.8	合計	40.8	39.1

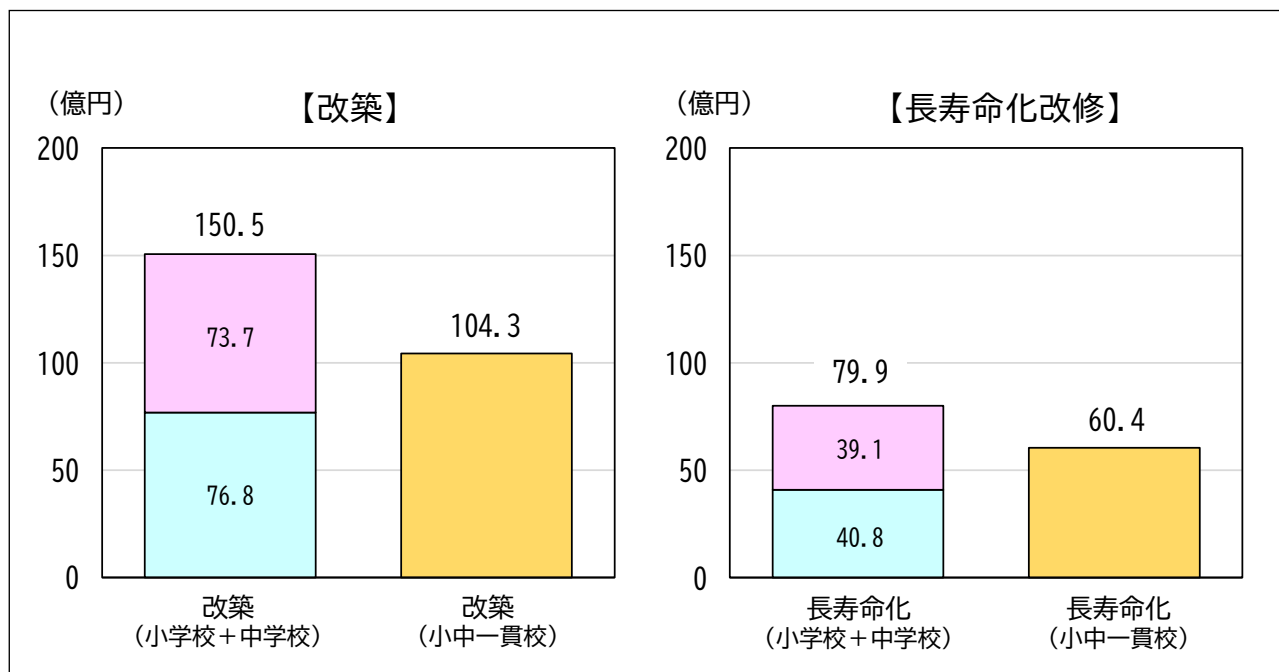


²⁵ 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を「省エネ」と「創エネ」の合計で75%以上にすることを目指した建物

²⁶ 発注者の補助者・代行者であるCMR(コンストラクション・マネージャー)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務を行うための事業費

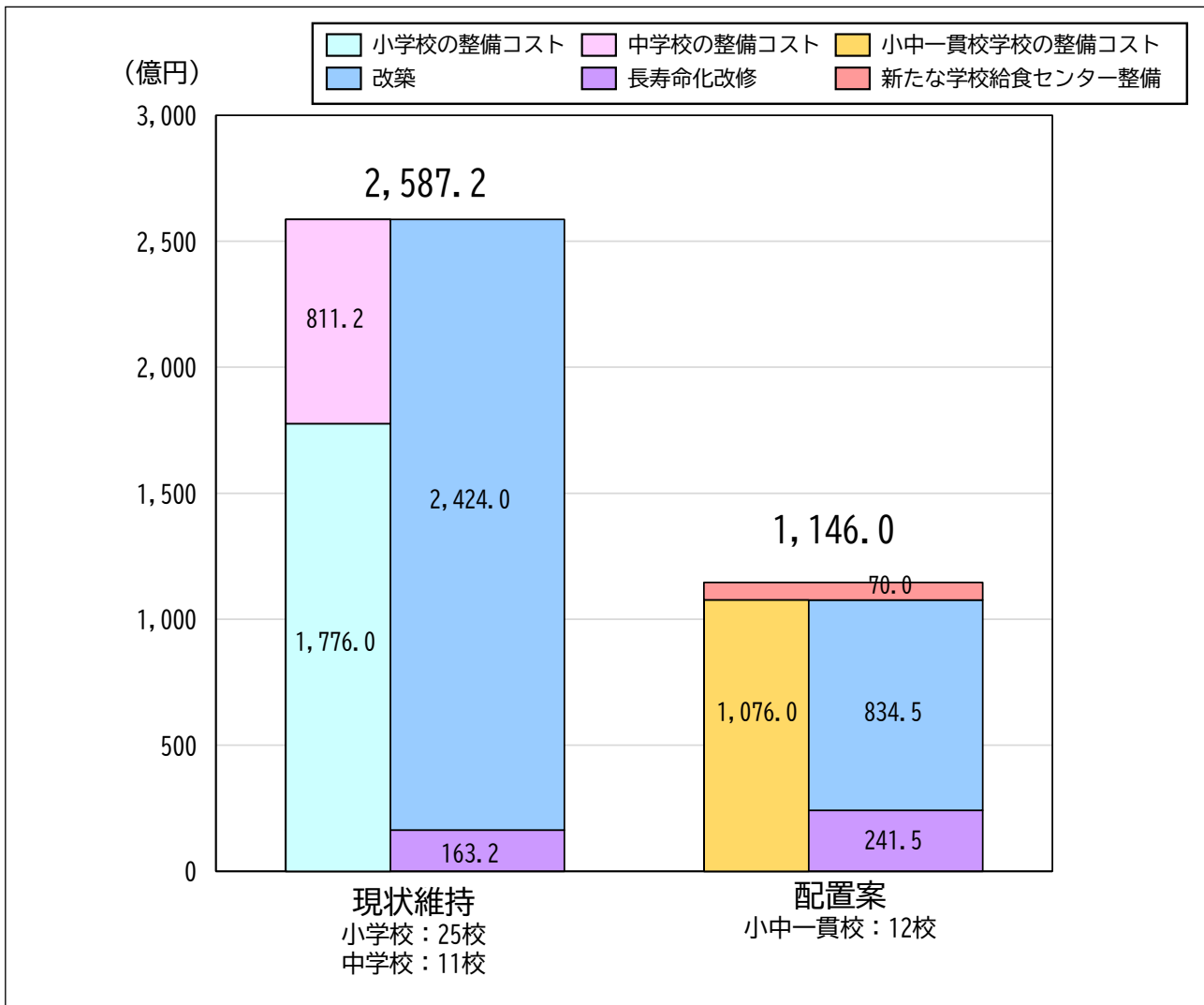
- 第4章で示した配置案に基づき、施設一体型の小中一貫校として整備する場合と、小中学校を1校ずつ分けて整備する場合を比較すると、施設一体型の小中一貫校として整備する場合の方が、改築費は約46億円、長寿命化改修費は約20億円削減することができる見込です。

<図5-2 1校あたり整備コストの比較>



- 市立小中学校36校全てを維持することを前提に、整備指針における機能水準に基づき改築・長寿命化改修を行う場合と、第4章で示した配置案によって改築・長寿命化改修を行う場合の、計画期間24年間の施設整備費を比較すると、配置案によって整備する場合の方が、約50%以上削減できる見込です。

<図5-3 総整備コストの比較>



【現状維持の場合】

- 全ての学校を改築・改修するのは費用面から難しいことから、老朽化した施設を、それぞれ最低限の修繕をしながら使い続ける必要があります。
- バリアフリーや ICT 環境の整備等、教育環境の充実に資する整備が個別・部分改修の積重ねになってしまい、教育活動や社会情勢の変化に十分対応できない校舎が残り、将来的に再度大規模な改修が必要になる可能性があります。

【新しい学校づくりを進める場合】

- 費用を集約し、計画的に改築や改修を行うことができます。
- 小中一貫教育やインクルーシブ教育を充実させるために必要な機能を備えた施設を整備できます。
- 将来の改修負担を抑え、長く安心して使える教育環境を整えることができます。

- 今後、改築・改修を進めていく中で、建築単価の増は継続することが見込まれることから、以下の事例を参考に、仮設校舎なしの工事計画やリース等による暫定校舎の導入など、柔軟にコスト削減の方策を検討していくことが必要です。

<図5-4 整備コスト削減の方策>

観点		観点	
1 工事中の仮設校舎の削減	① 仮設校舎を必要としない工事計画 空き教室のある学校を仮設校舎として利用 複数の学校で共用の仮設校舎を整備	3 長寿命化改修の工法・材料の効率化	高耐久で維持管理の容易な材料の採用 既存仕上げの有効活用 規格品・汎用品の採用（設備機器、建具、家具等）
2 更新サイクル等の見直し	目標使用年数と改修サイクル延伸 ② 整備内容・サイクルの分類と、その使い分け 鉄骨造校舎の採用 部位の更新サイクル見直し	4 発注方式の見直し	③ 暫定校舎（リース）の採用、複数の修繕・改修をまとめて発注
		5 将来変化を考慮	将来推計を反映した改築時期と規模の設定、複合化・共用化等

① 仮設校舎を必要としない工事計画

- 関連工事をまとめ、夏休み期間2期に工事範囲を分散して実施

メリット

仮設校舎費・用地が不要。
騒音や換気の問題が無い。
休み期間短縮にも対応可能。

デメリット

期間が限定されることで、工事スケジュールが複雑化。
工事の遅れの取り返しがつかないため、綿密な確認・調整が必要。

2カ年に渡る工事のスケジュールを策定

改修部位	1年目	2年目
屋上	防水更新	-
外壁	-	塗り替え
サッシ	高所作業車を使い、カバー工法で更新	-
教室	天井・内壁	床
トイレ	1系統ずつドライ化	
照明	LED化	-

② 整備内容・サイクルの分類と、その使い分け

- 長寿命化改修を見直し、建物の状況に応じて使い分け整備内容を使い分ける

メリット

事業費を適正に縮減。
工事の効率化が図れる。

デメリット

機能向上等、コストが別途必要となる可能性がある。
対象が限られ、コスト削減効果が限定的になる可能性がある。

改修部位	改修内容
屋上防水	更新
外壁	更新
外部建具	補修
内装	床・トイレ
冷暖房設備	エアコン
給排水管	トイレのみ
電気設備	器具類
昇降機	更新
仮設	無

改修を限定

③ 暫定校舎（リース）の採用、複数の修繕・改修をまとめて発注

- スピード感をもった整備が可能になり、将来的な児童生徒数の変化にも対応可能

メリット

支出年度を分散でき、議会承認が不要。
規格化建材の使用により工期とコスト圧縮が期待できる。

デメリット

リース方式での校舎整備は、文部科学省の学校整備補助事業の対象外。
本設と比べ、割高になることもある。



重量鉄骨・地上4階建て
（基本・実施設計含め2年で完成）

出典：文部科学省解説書「学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」（令和6年8月）

2 学校運営にかかる費用について

- ・ 学校運営には、人件費のほか、施設の光熱水費や保守点検費、学習用端末のリース料など、様々な費用がかかります。
- ・ 小中学校で1年間にかかる運営コスト(県支出の人件費を除く)は、約77億円で、1校あたりの平均は約2.2億円となっています。

<図5-5 小中学校における年間運営コスト>

区分	主な費用	金額(億円)	割合
施設管理	・光熱水費・電話料 ・維持修繕料 ・改修工事請負費 ・学校用地借上料 ・機械警備・清掃・保守点検 等	14.8	19.0%
学校運営	・教材・備品等購入費(学校配当) ・校務用PCリース料 ・学校運営協議会報酬 ・保険料 等	2.5	3.2%
教育活動	・学習用PCリース料 ・ALT派遣費 ・就学援助費 ・通学補助金 ・部活動支援員謝礼 等	7.3	9.4%
人件費(市費)	・学校司書 ・個別支援員 ・栄養士 等	13.7	17.7%
給食関係	・給食調理・配送 ・調理場維持管理費 等	35.8	46.1%
学童関係	・運営費 等	3.6	4.6%

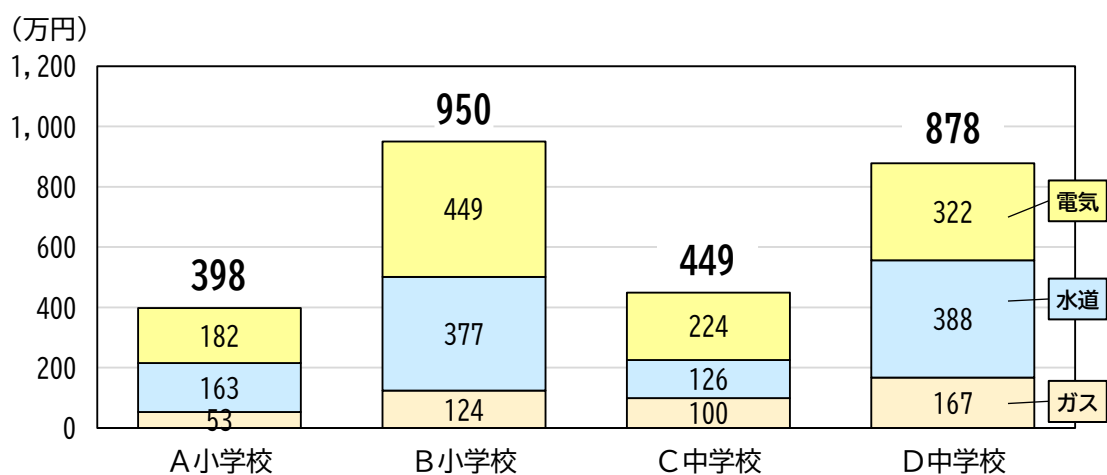
年間 77.7 億円
1校あたり平均 2.2 億円

- ・ 施設管理費や学校運営費は、規模に比例せずに発生する固定費の比率が比較的高いため、小規模な学校ほど運営コストが割高となる傾向があります。

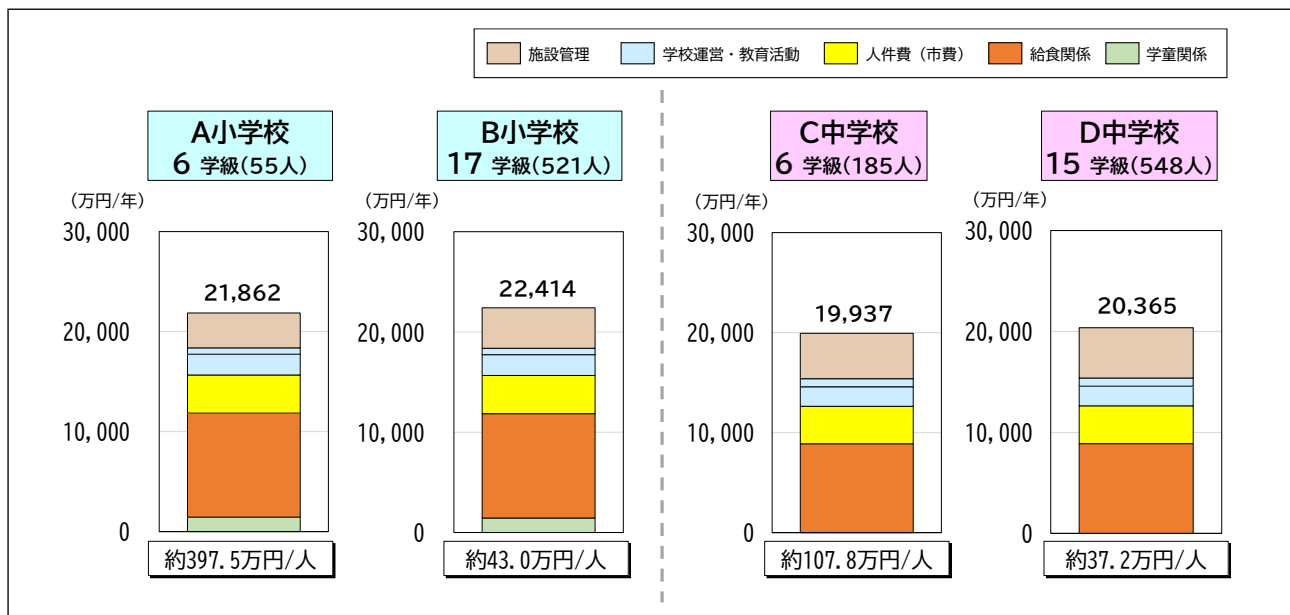
<図5-6 学校規模別光熱水費の比較>

(位:万円)

	A小学校	B小学校	C中学校	D中学校
通常学級	6学級	17学級	6学級	15学級
特別支援学級	2学級	5学級	3学級	6学級
電気	182	449	224	322
水道	163	377	126	388
ガス	53	124	100	167
合計	398	950	449	878



<図5-7 小中学校における運営コストの規模別比較>



【現状維持の場合】

- ・ 学校数が変わらないため、光熱水費や維持管理費などの費用（固定費）がかかり続けます。
- ・ 子供の人数が減っても、一定の運営コストがかかり続けます。
- ・ 運営コストの比率が高くなり、学びや支援の充実に予算を振り向けにくくなります。

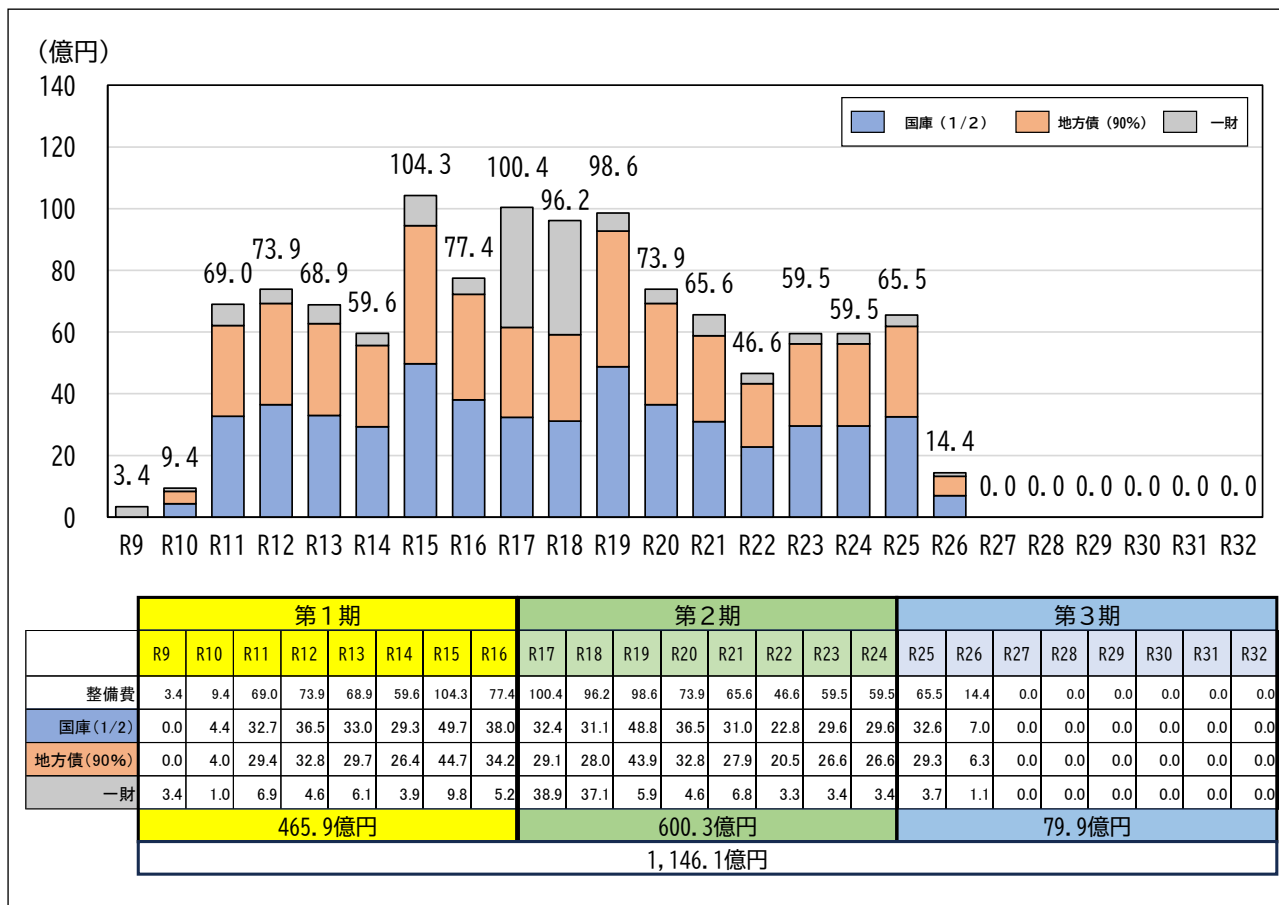
【新しい学校づくりを進める場合】

- ・ 学校を集約化することで、固定費を圧縮することができます。
- ・ 運営コストを平準化し、無理のない運営を続けることができます。
- ・ これらにより生まれた余力を、学びや支援の充実などの教育の質の向上に再配分することができます。

3 財源

- 第4章で示した整備スケジュールに基づき、計画期間の年度ごとの整備費と財源内訳を整理しました。

<図5-8 整備スケジュールに基づく24年間の整備費と財源内訳>



- 改築・長寿命化改修にあたっては、国庫支出金²⁷及び地方債²⁸が主な財源となります。
- 地方債は、単年度の一般財源負担²⁹は抑制できますが、後年度に公債費³⁰として支出が必要となり、元金のほかに借入時の利息も発生することから、国庫支出金をはじめとする様々な財源を活用して、全体としての一般財源負担をできるだけ少なくすることが望ましいです。

²⁷ 国が地方公共団体(都道府県・市町村)に対して、特定の目的(事業)のために使うことを条件に交付するお金

²⁸ 地方公共団体が、学校・道路・水道などの建設や大規模な事業資金を外部から借り入れる債務

²⁹ 使途が特に定められていない歳入からの負担

³⁰ 国や地方公共団体が過去に発行した借金(国債・地方債)の返済にかかる「元金(がんきん)の償還」と「利子の支払い」に要する経費

<図5-9 活用が想定される主な国庫支出金>

名称	概要	補助率	省庁名
公立学校施設整備費負担金	公立小中学校等の校舎・屋内運動場の新築・増築に対する国庫負担制度。	・ 原則:1/2	文部科学省
学校施設環境改善交付金	既存学校施設の改築、耐震、長寿命化、大規模改造、空調・断熱、バリアフリー、防災機能強化等を支援。	・ 改築／大規模改造／長寿命化:1/3 ・ 耐震補強:1/2～2/3(Is 値に応じて) ・ 複合化・集約化、統合改修:1/2 ・ 体育館空調・断熱等(時限):1/2	文部科学省
エコスクール・プラス	ZEB Ready 等の環境配慮型学校施設整備を促進。 上記2つの負担・補助に単価加算として上乗せ。	・ ZEB Ready 等達成時:補助単価加算(約 8%)	文部科学省
放課後児童クラブ施設整備補助(子ども・子育て交付金)	放課後児童クラブの新設・改修を支援。 学校敷地内・複合施設での整備が可能。	・ 原則:国 1/3・都道府県 1/3・市町村 1/3 ・ 要件該当時:国 2/3・都道府県 1/6・市町村 1/6	こども家庭庁
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	避難施設として位置付けられた公共施設への太陽光・蓄電池等導入を支援。 災害対応力と脱炭素を同時に強化。	・ 市町村(太陽光発電又はコージェネレーションシステム等):1/2 ・ 市町村(未利用熱活用設備等):2/3	環境省
地域脱炭素推進交付金	民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対する支援。	・ 公共施設の再エネ・省エネに対して、設備内容により1/3～2/3	環境省
公共建築物等木材利用促進関連事業	公共施設の木造化・内装木質化を支援。 学校・複合施設ともに対象。	・ 木質化部分:1/2 以内(上限条件あり)	林野庁

- ・ この他の財源として、計画期間開始までに「(仮称)新しい学校づくり基金」を造成し、国庫支出金や地方債を充当できない教具・教材等の充実への財源として、また寄附等の市民参加の受け皿として活用することを目指します。
- ・ また、事業手法についても、各校・各地域の状況やニーズを踏まえ、従来方式以外の手法についても幅広く検討します。

<図5-10 事業手法>

事業手法	概要	メリット	デメリット
従来方式 (設計施工 分離発注)	市が設計業務を発注、設計業務完了後、施工会社を入札等で選定し、施設整備事業を実施	施設面で市・学校関係者の意向が十分反映される	市が全体の設計、施工に関する業務管理を行う必要がある
ECI (Early Contract Involve- ment) 方式	実施設計段階で施工者が参画し、技術協力を行う方式	施工者の技術力を設計に活かすことができ、施工の事前検討が可能なため、スケジュールの短縮やコスト縮減が行いやすい	設計完了後に技術協力した施工者と請負契約を締結するため、施工者を選定するプロセスが複雑になる
DB (Design-Build) 方式	設計・建設を一括で実施する事業者を選定し、施設整備事業を実施	- 設計に施工面での条件を反映することが可能となる - 合理的な施工条件を反映した設計により、事業期間の短縮の可能性はある	- 事業者への要求条件を明確に提示しないと、市の意図とのズレが生じる可能性がある - 要求条件通りの設計・施工が実施されているか、モニタリングが必要である
DBO (Design-Build-Operate) 方式	設計・建設・管理運営を一括して実施する事業者を選定し、事業を実施	民間企業のノウハウ等による、管理運営段階まで踏まえた設計・施工が可能	金融機関による民間事業者への計画段階や実施段階でのチェックが効かない
リース方式	設計・建設を一括で暫定校舎を整備、整備後の施設を市にリースする事業者を選定し、事業実施	- 市の財政負担の平準化が達成可能 - 書架等の備品、図書館システム、遊具等にも適用可能	- 文部科学省の学校整備補助事業の対象外となる - リース事業者の調達金利や利益確保のため、割高となる可能性がある
PFI (サービス購入型)	- 設計・建設・管理運営、及び資金調達を一括して実施する事業者を選定し、事業実施 - 整備後、施設の所有権は民間事業者が保有したままとし、市は整備代金と管理運営費用等を長期分割支払い	- 民間企業のノウハウ等による、管理運営段階まで踏まえた設計・施工が可能 - 市の財政負担の平準化が達成可能	- 契約が長期間固定されるため、事業環境の変化に対応し難い - 民間事業者の調達金利や利益確保のためのコスト等により、コスト削減メリットが十分とならない可能性がある - 要求条件通りの設計・施工・管理運営が実施されているか、モニタリングが必要である

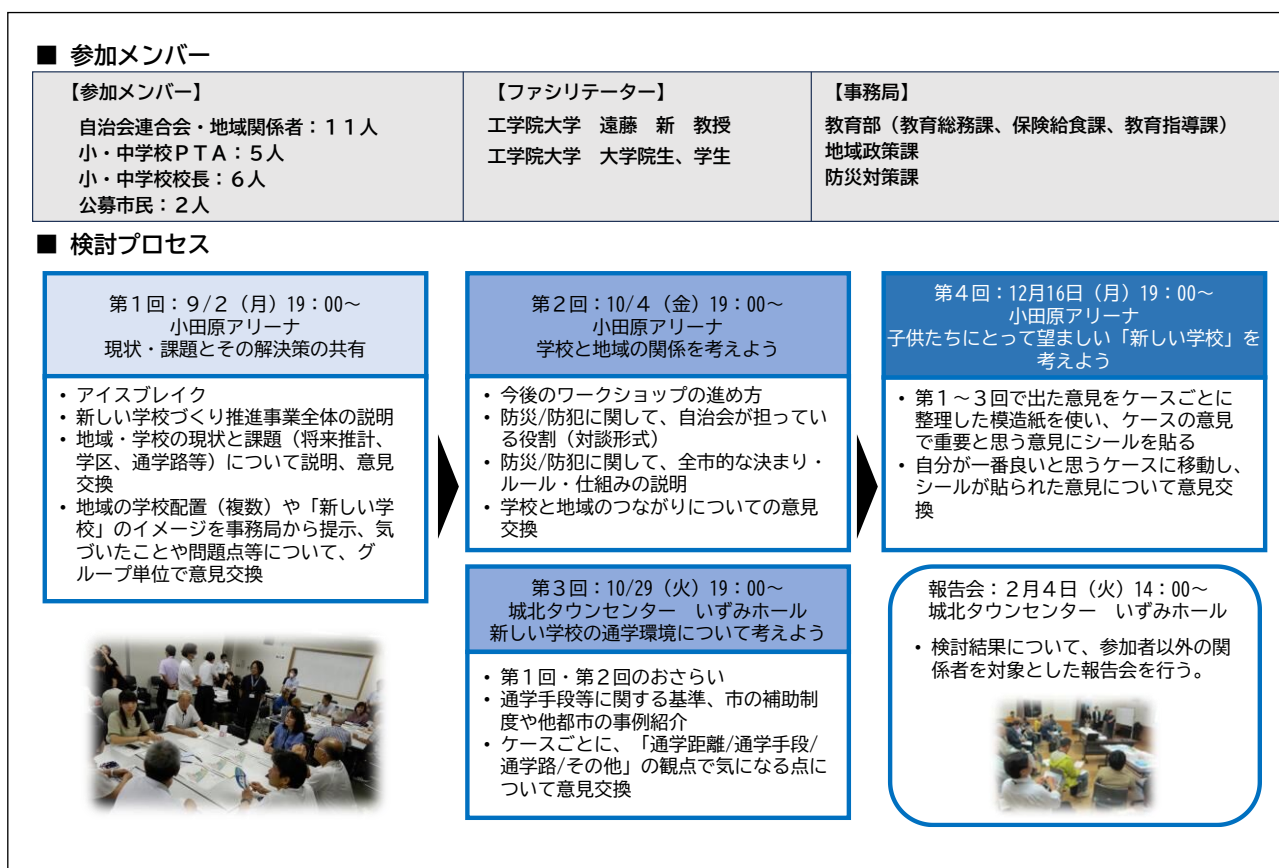
出典：「小田原市新しい学校づくり施設整備指針」（令和7年4月）

第6章 基本計画の推進に向けて

1 地域ごとの検討プロセス

- 新しい学校づくりは、学びの充実と安心・安全の教育環境を将来にわたって確保するための「仕組み」と「環境」の再設計について、学校・地域に関わる全ての人とともに考え、決めていく取組です。
- 地域ごとの検討プロセスは、学校の将来像と同時に、地域の将来像についても考えるプロセスとなることから、様々な立場の方の意見を広く丁寧に聞いていくとともに、たくさんの課題や論点について、実現可能な条件を一つひとつすり合わせていく必要があります。
- 基本方針で定めた方向性や想定される手法を実際に試行することで、検討プロセスをより実効性の高いものとするため、令和6年(2024年)9月から令和7年(2025年)2月にかけて、富水・桜井地域をモデル地域とし、学校配置案等について考えるワークショップ³¹を実施しました。

<図6-1 モデル地域での検討の概要>



³¹ 一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体的に議論や作業を行う場のこと

- モデル地域での検討を通して抽出できた課題を踏まえ、検討にあたって配慮すべき事項をまとめました。

課題	
1.目的・ゴールの共有	● ワークショップの主旨や目的、どのような成果を目指す場なのかが十分に共有されておらず、参加者が全体像をつかみにくかった。
2.前提条件・将来ビジョンの明確さ	● 小中一貫校の導入の考え方や配置案などの前提条件、10年後・20年後を見据えた市の方向性が十分に示されていないため、議論が仮定ベースとなってしまった。
3.情報提供(インプット)の充実	● 児童生徒数の将来推計や施設の状況、配置案の背景となるデータや考え方が十分に共有されず、参加者が理解を深める時間が限られてしまった。
4.参加者構成のバランス	● 地域関係者の割合が比較的高く、保護者世代や若者、児童生徒などの参加が限られているため、多様な当事者の声を集めにくい状況だった。
5.参加しやすい環境づくり	● 時間帯や会場の設定によって、現役世代や教職員が参加しづらい場合があり、継続的な参加のハードルになった。
6.論点・テーマの絞り込み	● 論点やテーマが多いため、一つひとつの内容を十分に深める時間が取れなかった。
7.ファシリテーション ³² の質	● 地域事情や制度に関する理解にばらつきがあり、参加者の意図とまとめ内容に差が生じていた。
8.意見反映の見える化	● 出された意見が今後の検討や配置案にどのように生かされるのかが見えにくく、成果を実感しにくかった。
9.報告・フィードバック ³³ の位置づけ	● 報告会の対象や目的が分かりにくく、参加者が最終的な検討結果を確認しづらくなった。
10.庁内連携の広がり	● 学校配置の検討が、都市計画や防災、公共施設再編などの分野と十分に結びついていないため、実現可能性に課題が残った。



配慮事項	
1.判断軸は「子供たちのため」	● 全ての検討や判断は、現在と将来の子供たちのために何が望ましいかを軸とします。
2.目的と前提の共有	● 何を決める場なのか、どこまでを話し合うのかなど、議論の前提を最初に分かりやすく示します。
3.分かりやすい情報提供	● 児童生徒数の見通しや施設の状況など、配置案の背景となるデータを、参加者に分かりやすく共有します。
4.多様な声を反映できる場づくり	● 地域関係者、保護者、若者、児童生徒、教職員など、様々な立場の方が参加しやすいよう、時間帯や会場、手法を工夫します。
5.意見の整理と反映の見える化	● 出された意見をどのように受け止め、何が判断に反映されたのかを分かりやすく示します。

³² 会議、研修、プロジェクトなどの場で、参加者の相互作用を促進し、円滑に進行させ、合意形成や問題解決を支援する技術

³³ 相手の行動・成果に対して具体的な評価や改善点を伝え、成長やパフォーマンス向上を促す建設的なコミュニケーション

- 基本計画の周知や地域ごとの検討プロセスで想定される手法を以下のとおり整理しました。
- 検討プロセスにおいては、検討に関わる全ての人と同じ意見となることを目指すのではなく、それぞれの考えを受け止めながら、最終的な判断のために必要な対話や議論を丁寧に行い、意思決定の理由や経過を共有することを目指します。

周知と共有

説明会	目的	・基本計画の周知 ・現状と課題の共有
	内容	・基本計画の概要や検討経過、計画策定の背景などを説明 ・「新しい学校づくり」を考えるシンポジウム ³⁴ など

課題・論点
抽出

地域・属性別 意見交換会	目的	・配置案についての意見把握 ・課題・論点の抽出
	内容	・市が提示した配置案をたたき台に、メリット／デメリットや検討が必要な点などを話し合う

論点別
すり合わせ

地域別 ワークショップ	目的	・課題・論点のすり合わせ ・地域ごとの「新しい学校」の検討
	内容	・受け入れられること、見直しや工夫が必要なことの整理 ・「新しい学校」の具体像や進め方の検討

回数・手法等は、地域ごとの状況や課題、ニーズなどに応じて、十分に議論を尽くせるよう調整します

最終的な配置案の意思決定(教育委員会)

【検討組織による詳細検討】

- 新しい学校の基本構想の策定
(目指す教育、学校運営の目標など)
- 新しい学校を立ち上げるためにあたっての具体的な検討
(通学、校名、校歌、施設の基本計画など)

このほかにも、「新しい学校づくり」について広く周知し、様々な立場の方の意見を反映させる方策を実施します。

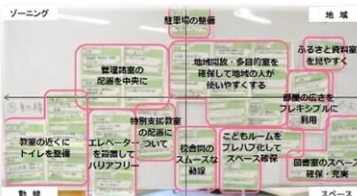
オープンハウス

- 公民館や商業施設で計画の内容を展示し、市民の幅広い意見を集める



子供たちを対象にした ワークショップ

- 実際に通う児童生徒から、どんな学校になったら良いか意見を集める



【柏市 学校施設リニューアルプロジェクト
(土小学校市民ワークショップ)】

座談会・インタビュー

- 公民館や商業施設で計画の内容を展示し、市民の幅広い意見を集める



³⁴ 1つの問題について様々な角度から意見を述べ合い、質疑応答を繰り返す形の討論会

- モデル地域での検討において、学校配置が変わることによる課題や不安として多く挙げたのが、「通学距離や通学路が変わること」、「避難所や地域の活動場所がなくなること」でした。これらは、どの地域での検討でも主要な論点となることが想定されることから、特に時間をかけて議論等を行うこととします。

<図6-2 通学に関する検討で想定される対応策の例>

通学の安全対策	通学の負担軽減策
- 想定される通学路の現地調査 - 学校、警察、道路管理者と協働での安全対策の検討 - 警察、道路管理者への安全対策の要望 - 安全教育の実施	- 指定変更制度、遠距離通学費補助制度の見直し - 公共交通機関等の活用拡大 <u>通学時の荷物を軽くするなど、通学の負担を軽くするための取組</u>の検討

<図6-3 東京都町田市「荷物らくらく登校」の試行について>

【目的】

再編対象の学校において、児童の通学時の荷物の重さ・量を減らし、身体的負担を軽減するとともに、置き勉や ICT 活用を含む無理のない学習環境を検証する。

【対象校】

町田第三小学校、本町田ひなた小学校、成瀬小学校(2025 年度実施)。

【内容】

学年に応じて荷物の重さ目安(低学年約 3kg、中・高学年約 4kg)を設定し、教科書の置き勉を基本とする。低学年は Chromebook 原則持ち帰りなし、中・高学年は ICT 宿題の日は教科書を持ち帰らないなど、曜日別の持ち帰りルールを学校ごとに運用する。

第1回「荷物らくらく登校」の試行 アンケート結果

第1章 調査の概要			
1 調査の目的			
2023年9月11日(月)～22日(金)に実施した「荷物らくらく登校」の試行(以下、「本試行」)において、児童・保護者・教員を対象とした「荷物らくらく登校実施アンケート」(以下「アンケート」)の結果から、通学時の荷物に対する考えや課題、改善策を把握すること。			
また、実施対象校の教員のうち、学校長及び学級担任が作成した「荷物らくらく登校試行報告書」(以下「報告書」)を参考に、荷物の「重量軽減」及び「数量軽減」に向け、課題や改善策を整理し、本試行を実施した現場の声を基に、次の試行に活用すること。			
2 本試行の概要			
(1) 試行内容			
- ランドセル以外のカバン(軽量で両手の届くもの・主にリュック)での通学の推奨。 - 試行期間中は原則として、Chromebook を持ち帰らない。 - 荷物の持ち帰りを最小限にする。 - 試行期間中の1日は、半日から登校(水筒の持参のみ)する日を設ける。			
(2) 試行対象校等			
対象校等	対象学年	試行期間	7/8の試行日
町田三小	2～6年生	2023年 9月11日(月)	【6年生】: 9/14(水) 【5年生】: 9/20(水) 【4年生】: 9/15(金) 【3年生】: 9/15(金)
本町三小	3～6年生	～22日(金)	【3～6年生】: 9/21(水)
成瀬小	1～6年生		【1～6年生】: 9/21(水)
3 調査方法			
(1) アンケート			
調査対象	対象学年	調査方法	調査実施期間
児童	町田第三小学校の3年生から6年生 本町第三小学校の3年生から6年生 成瀬小学校の3年生から6年生	Web アンケートによる調査を実施	2023年9月22日 ～10月13日
保護者	町田第三小学校の保護者 本町第三小学校の保護者 成瀬小学校の保護者		
教員	町田第三小学校の教員 本町第三小学校の教員 成瀬小学校の教員		

第2章 アンケート回答

※本章では、児童・保護者・教員の意見を対比するために、共通した設問については、結果をまとめて掲載しています。設問式の具体的な設問は、「第4章 自治体設置状況」に掲載しています。

1 共通設問(児童・保護者・教員)

設問1: 荷物らくらく登校に参加しましたか。(児童・保護者)

【1】児童		【2】保護者	
参加	511 95.2%	参加	118 98.3%
不参加	26 4.8%	不参加	2 1.7%
計	537 100%	計	120 100%

【注】

アンケートに回答した児童の95%以上が本試行に参加した。参加しなかった保護者からの回答は2件のみ。

設問2: 荷物らくらく登校に参加しやすかったですか。(児童・保護者)

【1】児童		【2】保護者	
とても楽だった	334 65.4%	とても楽だった	47 36.4%
楽だった	95 18.6%	楽だった	39 30.1%
どちらでもない	55 10.8%	どちらでもない	31 23.9%
楽じゃなかった	18 3.7%	楽じゃなかった	3 2.3%
とても楽じゃなかった	8 1.6%	とても楽じゃなかった	2 1.7%
計	513 100%	計	119 100%

【注】

アンケートに回答した児童の約8割及び、保護者の約7割が参加しやすかったと回答。

【注】

本試行に参加した児童の約8割及び、保護者の約7割が参加しやすかったと回答。

設問3: 荷物らくらく登校に参加しなかったのはなぜですか。(児童・保護者)

【1】児童(回答数: 22)		【2】保護者(回答数: 2)	
他の理由がある	6	【その他の理由】	
ランドセルが重い	4	・できるだけ軽くなる	
リュックが重い	3	・リュックも重くなるのでできるだけ(持ち帰りが楽)	
その他	9	・今後やることに疑問をもつから	
計	22	・最終まで持ち帰らなくていいから	

【2】保護者(回答数: 2)

・ランドセルが重いのから

・楽じゃなかった

2 推進体制・スケジュール

(1)部局横断的な検討

- ・ 本事業は、学校教育や学校施設の枠を越え、防災、地域政策、財産管理、財政、都市計画などにも波及する全市的な政策課題です。
- ・ 部局横断的な検討・推進体制が確立され、下の表のうち「事業全体としての検討・調整が必要」な事項の整理を早急に行わなければ、本計画は実行する段階で施策間の連動が弱まり、地域ごとの検討や予算措置などの段階で停滞するおそれがあります。
- ・ 特に、学校再編に伴う避難所機能や地域コミュニティ機能の変化は、廃止となる学校の跡地活用、他の施設と新しい学校との複合化といった論点も含んでおり、公共施設マネジメントとも密接に関わることから、関連する他の計画や施策と整合を図りながら、一体的に検討を進めていく必要があります。

	教育委員会	市長部局
事業全体としての 検討・調整が必要	■ 小中一貫教育の導入に向けた検討・準備 ● 9年間を見通した学びの体系の構築 ● 対応する教職員配置や支援体制の見直し・再構築 ● 関連施策の見直し・再構築 ※教育大綱・教育振興基本計画との連動が必要	■ 学校再編後の避難所・地域コミュニティ機能についての具体的な方針(市民部・防災部) ■ 学校再編後の跡地活用や他施設の複合化などについての基本的な方針(企画部・総務部) ■ 財政計画の検証(企画部・総務部) ■ 市全体の事業計画等との調整(企画部)

新しい学校づくり(学校再編を伴う改築・改修計画)全体の事業推進について政策決定



地域ごとの検討プロセスにおける個別の対応・調整

地域・学校単位で 個別の検討・調整が必要	■ 再編校単位での詳細検討の運営・調整 ■ 通学区域見直し・各種制度見直し(学区審議会) ■ 学校運営協議会の再編に関する調整	■ 個別の施設整備における諸調整(都市部・建設部ほか) ■ 周辺のインフラ整備などに関する検討・調整(都市部・建設部ほか) ■ 跡地活用に関する個別調整(公共施設所管部局ほか)
-------------------------	---	--

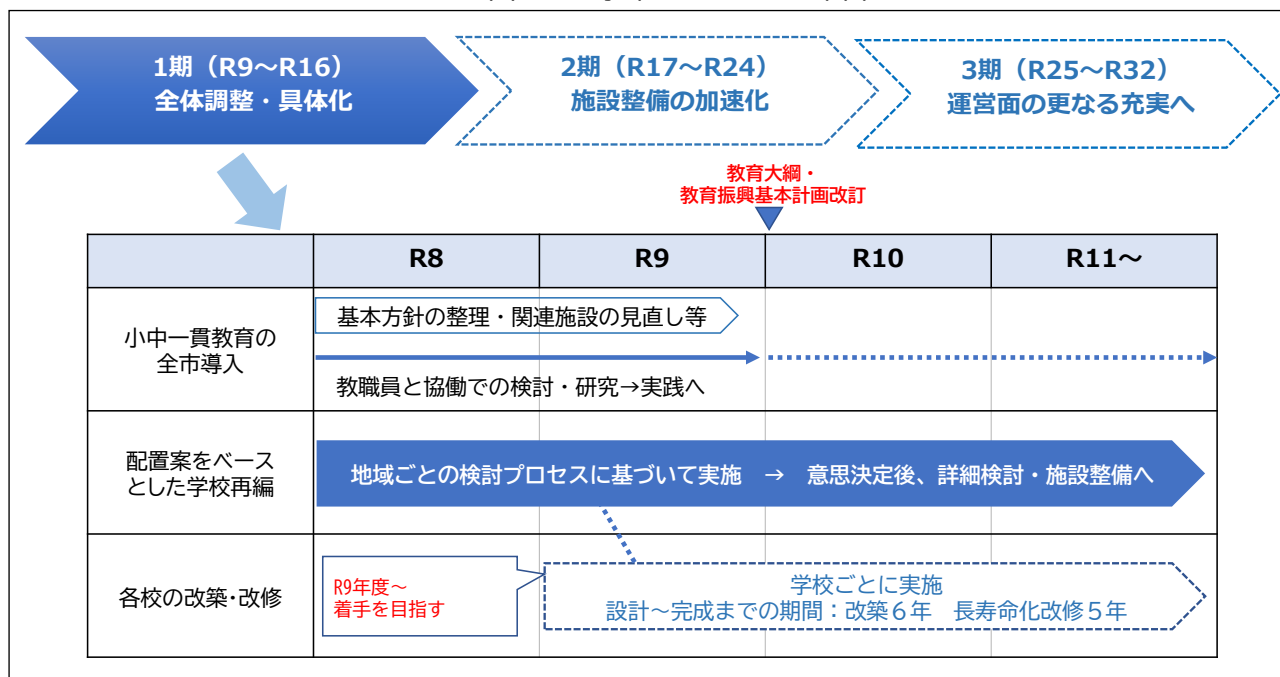
(2)スケジュール

- 本事業は、第1章で示した計画期間である令和9年度(2027年度)から令和32年度(2050年度)までの3期24年の間に、次の3点を全ての学校で完了させる、というスケジュールを想定しています。

- ① 小中一貫教育の全市導入
- ② 配置案をベースとした学校再編(地域ごとの検討→学校ごとの詳細検討)
- ③ 各校の改築・長寿命化改修

- 令和8年度(2026年度)には、市立小中学校で最も古い学校である白山中学校の築年数が70年を経過し、子供たちの安全・安心の観点からも、各校においてできるだけ早く③に着手することが求められることから、特に、令和9年度(2027年度)から令和16年度(2034年度)までの1期8年間については、①及び②について、段階的かつ着実に実行していく必要があります。

<図6-4 事業スケジュール(案)>



- そのため、計画期間開始の前年度である令和8年度(2026年度)は、事業の早期かつ着実な推進に向けた準備期間として、基本計画で示した新しい学校づくりの全体像及び具体的手法としての配置案について、教育委員会と市長部局³⁵がそれぞれの立場から、主に本章(1)で示

³⁵ 地方自治体(市)において、市長が直接指揮監督する行政組織

した事業全体の検討・調整が必要な事項について協議を進め、令和9年度(2027年度)からの事業化を目指します。

- 教育委員会においては、小中一貫教育の全市的導入に向けて、令和10年度(2028年度)に予定されている「小田原市教育大綱」及び「小田原市教育振興基本計画」の改訂に合わせて、9年間の教育課程をはじめとする本市の小中一貫教育の基本方針について、教職員との連携・協働等により整理するとともに、関連する諸施策について、本事業の推進に向けて見直しや再構築を行う必要があります。
- 市長部局においては、防災・地域コミュニティの観点から、跡地活用の方向性を整理するとともに、運営スキーム及び財政計画との整合を同時に検証し、これらの結果等を踏まえて政策決定を行う必要があります。
- 特に、廃止となる学校の跡地に避難所や地域コミュニティ機能を残すかどうかは、その後の跡地活用の方針や財政効果、地域合意の方向性を左右する重要な判断点であることから、地域ごとに代替機能の実現可能性を精査し、防災・地域機能の必要性とあわせて、運営・運用が持続的に成立するか、地域間の公平性が確保されるかの観点から、全庁的に検討します。
- そのうえで、跡地活用については、避難所や地域コミュニティ機能を残すかどうかの方向性を踏まえ、民間の力も活用しながら、運営・財政の持続性と地域間の公平性の観点から、具体的な活用方針に反映していく必要があります。

<図6-5 参考:跡地活用の事例①>

千葉県松戸市（旧新松戸北小・北中跡地）

【概要】

- 廃校跡地を公共エリア（防災・市民交流）と民間エリア（住宅）に分けて活用
- 公共エリアに市民交流会館（多目的ホール、会議・学習室、子ども向けスペース、運動・交流の場）を整備し、避難所機能を引き継ぎ
- 民間エリアは住宅用地として分譲・貸付し、整備費や維持費の一部を確保
- 公募型プロポーザルにより事業者を選定

【参考となるポイント】

公共の役割と財源確保の両立：防災・交流機能を守りつつ、土地活用で市の負担を軽減
 エリア分けの明確化：公共と民間の役割を物理的に分け、管理を分かりやすく
 提案内容で選ぶ方式：価格だけでなく、運営や地域への貢献も評価
 利用ルールの事前整理：開放条件や優先利用、景観への配慮をあらかじめ設定



<図6-6 参考:跡地活用の事例②>

栃木県那須町（旧朝日小学校跡地／那須まちづくり広場）

【概要】

- 校舎を改修し、地域の交流拠点（カフェ、交流ホール、会議・学習室、イベントスペース）として活用
- 一部に宿泊・滞在機能（移住体験、ゲストハウス）や子育て・高齢者向けの場を設置
- 一時避難や物資拠点としての防災機能を継続
- 運営は民間主体（まちづくり会社）が担当し、市と連携

【参考となるポイント】

多機能の組み合わせ：交流・住まい・福祉・観光を一体で考え、日常利用と収入の両立を図る
 民間運営の活用：市の直営負担を減らし、運営の工夫を取り入れる
 地域施策との連動：移住促進や関係人口づくりとつなげて設計
 段階的な整備：最初の投資を抑え、利用状況に応じて広げる



3 計画の継続的運用方針

- 地域別の検討経過や意見の集約、反映はもとより、児童生徒数推計や施設ごとの劣化状況、通学路の現況などの情報を継続的に集積・更新し、多面的な将来見通しを把握できる情報基盤を整備します。
- 集約したデータ等を用いて、様々な視点でのシミュレーションを行い、計画的かつ合理的な判断につなげます。
- 個別事業の進捗や成果を定期的に検証・評価し、計画の達成状況や課題を客観的に確認します。
- 検証結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて計画内容や進め方を適宜見直し、社会情勢や教育ニーズの変化に対応しながら改善を重ねていきます。

●付帯意見

新しい学校づくり検討委員会

【基本的な考え方】

- 新しい学校づくり推進事業は、学校や施設の再編そのものが目的ではなく、常に子供を中心に据え、加えて、教職員や地域住民一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指すための施策として位置付けられるべきものである。
- 学校配置案を含め、基本計画を構成する基本的な考え方は、検討委員会において時間をかけて議論を重ねた上で整理されたものであり、その根幹となる考え方は、全庁的な調整や今後の合意形成過程においても、最大限尊重されるべきものである。
- このため、今後想定される個別の検討や調整にあっても、この考え方が損なわれることのないよう、事業全体を一貫した方針のもとで推進する必要がある。

【公表の時期について】

- 基本計画が学校配置案を含むセンシティブな内容を有するものであることは、検討委員会としても十分に認識している。一方で、検討の成果である基本計画の内容が、長期間にわたり未公表の状態となることは、学校現場や保護者、地域住民の不安や憶測を助長し、今後の合意形成や事業推進そのものに支障を来すおそれがある。
- このため、検討段階であることを明確にした上で、できる限り早期に基本計画を公表し、住民と情報を共有することが望ましい。

【教育委員会への意見】

- 基本計画に掲げた「小中一貫教育の全市的導入」と関連する諸施策については、答申後直ちに具体的な方針や施策の検討に着手し、段階的かつ着実に実現へとつなげていくこと。
- 基本計画の実現に向けたプロセスにおいては、教職員の参画が必要不可欠だが、既存の校務や業務に加えて新たな負担が過度に集中することのないよう、教育委員会として十分に配慮し、体制面・運営面の工夫を講じること。
- 基本計画の実現に向けては、国の財政負担に依存するだけでなく、県に対しても積極的に財政的支援を働きかけるとともに、地域と学校との関わりを具体的な形で支える仕組みとして、「新しい学校づくり推進基金」の造成を検討し、広く市民に周知することで、持続可能な財政運営と市民参画の促進を図ること。
- 基本計画の根幹となる考え方や方向性に変更が生じる場合には、その変更が新しい学校づくりの趣旨や目的に照らして妥当なものであるかを検証できるよう、検討過程や判断理由を明確にするなど、客観的な確認が可能となる手段を講ずること。

【市長部局への意見】

- 答申後直ちに、教育委員会のみでは決定できない事項である財源の確保を含め、新しい学校づくりを市全体の中期的な財政計画に明確に位置付けるとともに、基本計画と合わせて公表すること。
- また、同じく教育委員会のみでは決定できない事項である学校配置の見直しに伴う跡地の利活用については、全庁的な検討体制をもって防災、地域コミュニティ、公共施設全体の最適化等の観点を踏まえた基本的な方針を策定し、基本計画と合わせて公表すること。

【むすびに】

- 新しい学校づくりは、将来の検討事項ではなく、現在の判断と取組の積重ねが未来を規定する政策課題である。
- 「先のことだから自分たちには関係ない」という当事者意識の希薄さは、事業推進の遅れと将来的な負担の増大につながる。
- 教育委員会、市長部局のいずれもが、「未来の子供たちのため」、「未来のまちづくりのため」という意識を共有し、自らの政策課題として主体的かつ責任をもって事業推進にあたることを期待する。

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市新しい学校づくり検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織の役員
- (3) 児童及び生徒の保護者等を代表する者
- (4) 市立小学校及び市立中学校の校長
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

小田原市新しい学校づくり検討委員会 委員名簿

令和8年3月30日時点

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	○内山 絵美子	小田原短期大学保育学科 専任講師
学識経験者	遠 藤 新	工学院大学建築学部 教授
学識経験者	久田 由佳	株式会社 llinno 代表
学識経験者 (臨時委員)	竹内 昌義	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授
学識経験者	◎柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究院 教授
住民組織の役員	木 村 秀 昭	小田原市自治会総連合 理事
児童及び生徒の保護者 等を代表する者	中谷 彰吾	小田原市PTA連絡協議会 参与
市立小学校の校長	石井 美佐子	小田原市立芦子小学校 校長
市立中学校の校長	富田 雅浩	小田原市立城北中学校 校長
公募市民	木 村 元 彦	
公募市民	山 本 加 世	

※委員は区分別五十音順、敬称略。